

令和2年12月10日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年12月10日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただき、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 中野 一郎 君・11番 隅岡 美子 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

おはようございます。5番 中野 一郎でございます。よろしくお願いします。

次の3点について質問いたします。

1番、私債権管理について、2番、ドローンの活用について、3番、人と動物の共生社会の実現について、以上3点について質問いたします。

まず、1番の私債権管理についてです。

非常に厳しい経済状況の中でも大部分の町民は正しく税金や負担金を納めておりますが、一方で収入未済額（町民税、国民健康保険税、固定資産税、下水道使用料、町営住宅使用料等）というものは、なかなか減っておりません。

債権は公債権（公法上の原因に基づいて発生する債権）と私債権（私法上の原因に基づいて発生する債権）に分類されます。公債権とは、地方自治法第231条の3第1項に規定されている債権で、債務者はこの処分に対し不服申立てが可能です。公債権は2年又は5年の時効期間の経過により消滅します。私債権とは、契約などの当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権です。公債権と異なり、債務者は不服の申立てができません。私債権は民法または商法の規定により、1年から10年の時効期間の経過と債務者による時効の援用によって消滅します。援用されなければ、私債権は消滅しません。また、公債権は強制徴収公債権（地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権）と非強制徴収公債権（地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法による強制徴収が必要な債権）に分類されます。町民税、国民健康保険税

等の税金や後期高齢者医療保険料等については地方税法及び個別法の定めにより徴収方法が定められています。調定した歳入が督促等を行ったにもかかわらず、納付されずに時効が到来してしまったものなどについては不納欠損額として損失処分を行います。また、滞納繰越分の対策としては中讃広域行政事務組合の租税債権管理機構に移管して管理徴収を行っています。

一方、私債権については財産調査の権限も税金の場合と比べ限定的であり、なかなか回収が難しいという事情があります。しかし、支払い能力があるにもかかわらず、納付しない悪質な者については公正公平の観点から断固たる措置を取るべきであると思います。顧問弁護士とも相談され、精力的に努力されていることと思いますが、支払い督促を活用するなど、もう一歩前に踏み込んだ債権回収に取り組む必要があると考えます。また、貸付金・町営住宅使用料等の私債権の場合、時効期間が満了しても債務者からの時効援用がなければ消滅時効は成立いたしません。債務者の破産、行方不明などにより事実上回収不能になっている債権に関しては、管理コストということからも、早期に見切りをつけていく債権放棄も必要であると思います。

そこで、債権管理体制の強化に向け、債権回収手続と不良債権処理について、総合的に規定した新たな条例を制定すべきではないかと考えて、私が議員になってから、町の私債権に対し債権放棄を含めた私債権管理条例制定を提案してきました。今回、12月議会で私債権管理条例が議案として提出されております。提案してきた経過も踏まえて、債権放棄も含めた町の見解を2点ほどお伺いします。なお、令和元年度の町営住宅使用料の滞納額は滞納件数50件で2,814万9,700円、その額が令和2年度の滞納処分の調定額となっています。

そこで、債権放棄についてです。

消滅時効について民法の適用を受ける私債権の場合、時効期間が経過した時点で、債務者の所在が分からないと債務者は時効で債務を消滅させたいのかどうかのその意向を確認することができません。町とすれば、債務者と連絡が取れず、請求もできないのにいつまでも権利は消滅せず、債権を持ち続けて管理しなければならないのでしょうか。このままでは、債権は消滅しません。町は支払いを受ける見込みもないのに永遠に債権を管理しなければならなくなります。そこで、債権放棄があります。慎重かつ適正に行われるように、議会の議決が必要になっています。しかし、こうしたものに手間をかけるよりも、その労力、時間を他の債権管理、他の仕事に振り向けるべきだと思います。今回、私債権管理条例制定に当たり、債権放棄のルールが条例に含まれています。これは、今までの私の提案が受け入れられたことと思います。今回の債権放棄の内容が多度津町に適合したものになっているか、町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の債権放棄についてのご質問に答弁をさせていただきます。

債務者の死亡や消息不明により徴収ができないものなどにつきましては、議員ご指摘のとおり、現在公債権の町民税や国民健康保険税などでは消滅時効により不納欠損として処理を行っているところであります。しかし、町営住宅の使用料などの私債権につきましては、公債権とは異なり、時効期間が経過しても時効の援用がない限り債権が消滅せず、不良債権として管理し続けているのが現状であります。今議会に議案として提出しております多度津町の私債権の管理に関する条例を制定することにより、本町が課題としている行方不明者及び生活保護者など無資力者への対応について必要事項を明確にするとともに不良債権の処理のほかに悪質な滞納者への訴訟提起の効率化や新たな滞納者抑制などを図ろうとするものであります。また、債権放棄等の事務処理につきましては条例に基づき、滞納者への早期対応、解決を行い、町の財産である私債権の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、私債権管理条例の適正運営について伺います。

町の私債権の管理に関する事務処理について条例等で定めることにより、法令に基づいて適正な管理と確実な回収に努めるという町の基本姿勢が明らかになります。また、債権放棄の要件等の規定を定めることにより、町民の負担の公平性の確保及び円滑な行財政の運営を図ることができると思います。これにより、新しく制定する私債権の管理条例についての町の考え方、債権管理の今後の進め方、運営等について伺います。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。

中野議員の私債権管理条例の適正運営についてのご質問に答弁をさせていただきます。

このたびの私債権の管理に関する条例の制定については、主には町営住宅使用料の滞納が課題となっており、滞納者が発生した場合において初期対応や徴収に関しての基本的な方針がなかったことにより、町営住宅の使用料においては現在の滞納額になったと考えられます。このことから、この状況を改善するために管理を行う上で必要な督促、強制執行等の措置やその後の対応について条例で定め、適正に管理することを目的として、条例の制定に至りました。条例の制定後には、議員がおっしゃる町民負担の公平性の確保、円滑な行財政運営を図ることができると考えております。本条例を運用する際の考え方といたしましては、債権の放棄そのものを目的とするのではなく、滞納者や滞納額が今後増加しないよう、町の私債権を適正に管理することが重要で、滞納のある債務者に対しては強制執行や履行延長の特約など、必要な措置を実施した上で債権の回収に努めることを原則とし、生活保護者など無資力の債務者におい

ては関係部局及び顧問弁護士と協議を行い、債権放棄について検討する必要があると考えております。また、条例の運用につきましては、本条例に基づいて施行規則を定め、滞納者へ適切に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。条例の内容の詳細等につきましては、委員会の方でまた質問させていただきますのでよろしくお願いします。

次に、2番目のドローンの活用について質問いたします。

平成27年4月22日、首相官邸屋上でドローン（カメラ付き小型無人航空機）が発見された事件により、ドローンは危険なもの、テロに使われる危険性があり、規制を強化しなければならないということが認識されており、これは当然必要なことであろうと思います。その後も墜落事故の報道がされており、ドローンの安全対策ということを進めていかなければならないことだと考えます。しかし、ドローンは以前であれば、多額の費用をかけて飛行機やヘリコプターを利用するしかなかったことが非常に安価にできるということで、その利用方法は行政においても注目されています。例えば気象調査、不法な廃棄物の投棄や密猟の監視、防犯、防災、農業、漁業、観光、イベント、町の紹介等に活用することが期待されており、実際に利用されているところも多くあります。

例えば活用事例としては、災害調査においては、災害時、土砂崩れの現場、洪水現場など人間が立ち入るには危険な場所を撮影し、現場の状況をいち早く把握することができます。また、建物、インフラ調査においては、民家はもちろん、公共施設の外壁や屋根を撮影し、ひび割れなどを確認調査することができます。農作物の育成状況調査としては、農作物を上空から赤外線カメラで撮影し、育成状況を色で判断することが可能になってきています。どの部分の成長が遅れているかが瞬時に分かるので、ピンポイントで追加肥料を散布する等の対策ができるようになります。また、病害虫の場所を検知し、検出した病害虫がいるポイントにだけ農薬を散布し、農薬散布の労力軽減、散布する農薬の削減、そして何より自然環境や農作物への影響を必要最小限に抑えることもできます。

次に、野生動物対策、集落環境調査としては、イノシシなどの野生動物の行動をチェックし、頭数のカウントをすることにより農作物へのピンポイント対策や集落の被害調査も可能になっています。多度津町の紹介映像として多度津町のPRを目的とした迫力ある映像を空撮することもできます。イベント、行事等の映像としては、上空から撮影することで今までにない感動を得ることができます。このような活用の事例がございます。

一方、墜落によってけが人が発生する事故も起きており、利用と規制のバランスということで、これがこれからの課題です。

既にドローンを利用して成果を上げている自治体もありますが、今後の多度津町のドローンの導入等の考えについて、2点ほどお伺いします。

まず、ドローンの購入についてなんですが、ドローンの活用方法、必要性については認識いただけたことと思いますが、ぜひ早期に購入し、多度津町のために活用していただきたいと思います。本町の各部署からの意見、要望等も踏まえた上での町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員のドローンの購入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

無人航空機ドローンは、近年小型化やGPS連携等によって複雑な運用が可能になり、従来の玩具から様々な事業へ活用分野を広げております。また、高性能カメラの搭載によって人が近づけない場所からの空撮が可能となり、災害対策や観光、農業振興など、幅広く地域の課題に向けて利用が進んでおります。本町におきましても、離島PR事業において民間事業者がドローンで撮影した画像を活用しているところであり、その有効性については今後さらに発展していくものと感じております。今後のドローンの購入につきましては、各事業で活用機会、安全性、費用対効果等を考慮しながら、民間事業者の活用も含めて検討すべき課題であると強く認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、ドローンの操作研修についてお伺いします。

ドローン进行操作するためには研修を受講し、資格を取得することが必要になります。研修受講への職員の派遣についても、どうしていくか併せてお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。中野議員のドローンの操作研修についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ドローンの活用につきましては、今後も様々な可能性が考えられることから、職員がドローンの基礎知識や活用機会の調査研究を進めていくことは必要であると考えております。しかし一方、ドローンは航空機であるという性質上、予期せぬ突風や故障の発生によりまして不測の事故に繋がる危険性もございます。職員が操作する場合は他人の身体や財産に危害を加えることがないように、航空法や関係法令の遵守はもちろんのこと、ドローンの機能や状態を十分に理解し、飛行方法や場所に応じて生じるリスクを事前に検証し、必要に応じてさらなる安全上の措置を講じるよう飛行の安全に万全を期することが必須となっております。限られた職員の中でこのような運用をしていくことは現状では難しいことから、ドローン活用の必要性が生じた場合には当面はこれまでと同様に民間事業者が保有する知識や技術、安全性を活用して事業ごとに対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。ぜひ前向きに検討いただきますことをよろしくお願いします。

次に、人と動物の共生社会の実現について伺います。

昨年、香川県が野良犬の捕獲数で日本一（人口比率）になったことが、テレビ、新聞等で報道されていました。私の家でも、柴犬（4歳）を飼っています。咬まれたこともあります。大切な家族の一員です。野良犬や野良猫は、もともと誰かが飼っていた野良犬、野良猫だと思います。動物の飼い主は動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、最後まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任を果たすとともに法律を守り、他人に迷惑をかけないなどの社会にする責任があります。また、多度津町掲示板に中讃保健福祉事務所からの抑留犬猫の通知の公示を見るたびに心が痛みます。多度津町の犬猫の抑留数は、ここ数年犬が大体年間70頭、猫が大体年間40頭から50頭で抑留されています。

香川県では、香川県動物愛護管理推進計画、人と動物との調和の取れた共生社会づくり、平成26年4月から令和6年3月により、市町にも地域に密着した問題解決のため、それぞれの実情に即した対応を求めています。このような中、令和2年施政方針の環境に配慮した循環型社会の形成の中で、町長は野良犬や野良猫の対策につきましては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊、去勢手術費用助成を継続してまいります。また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊、去勢手術を行って、共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和の取れた共生社会を目指してまいりますと述べられております。

なお、犬猫の不妊、去勢手術に係る補助金交付実績については、毎年犬猫合わせて約100頭から140頭の補助金が交付され、地域猫活動費についても令和元年度は4団体に活動費が交付されており、積極的に取り組まれていることが分かります。

そこで、人と動物の共生社会の実現に向けて、次の6点について伺います。

まず1点目として、人と動物の共生社会の実現のため、人と動物との共生社会推進に関する条例を制定してはどうかと思いますが、制定することは可能でしょうか、伺います。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の人と動物との共生社会推進に関する条例を制定してはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目的とした法令等といたしましては、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律といった法律などのほか、県の動物の愛護及び管理に関する条例がございます。また、本町条例では、環境美化条例第15条で愛玩動物の管理に関する規

定を設けており、飼い主に対して適正な管理を義務づけるとともに、周辺環境への配慮を求めています。中野議員ご質問の人と動物との共生社会推進に関する条例制定につきましては、近県において玉野市などで制定事例もございますので、本町においてもこうした条例を制定することは可能でございますが、現状において本町が県内の他市町に比べて特段の問題を抱えている状況ではないことから、町独自の条例制定については考えておりませんが、人と動物の共生社会の実現に向けて、先ほどご説明いたしました法令等に基づき、様々な手法を検討し、啓発や指導を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

では次に、避難場所へのペットの避難（避難所の運営ルール）について、どんな対策を考えているかお伺いします。また、ペットを伴った避難訓練についてどう考えるかについても併せてお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

中野議員の避難場所へのペットの避難についての対策のご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町で作成中でございます避難所運営マニュアルの中で、ペットを伴う避難所への避難、いわゆる同行避難につきましては、敷地内にペットスペースを設定するという前提の下で可能としております。ただし、避難所は様々な価値観を持つ人々が共同生活を営む場所でございます。ペットの飼育を巡るトラブルが発生しがちであるということから、居住スペースへのペットの同行につきましては盲導犬、介助犬、聴導犬といった身体障害者補助犬を除いて、原則禁止ということにしております。また、それら補助犬を避難所内に同伴することによりまして、他の避難者がアレルギー症状を引き起こすという可能性もある場合には、避難者とペットと一緒に避難できるスペースもしくは別室を設けるなどの対応を検討していく必要がございます。多度津中学校を例に挙げますと、職員駐車場側の門から入った突き当たりの体育館南側とフェンスとの間のスペースをペットスペースとして想定しており、他の避難所におきましても同様に居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅の屋外にそのスペースを確保する方針としております。また、ペットの避難所における管理につきましては、飼い主が責任を持って管理することはもちろん、飼い主に住所、氏名、避難所への入所・退所日、ペットの名前や特徴などを届け出ることを義務づけるとともに、それに基づきまして避難所ペット登録台帳を作成した上で管理していく計画としております。

次に、ペットを伴った避難訓練についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、災害時に避難所へペット同伴で避難するということは、単に同伴で避難所へ行

くということや同行避難のために必要な物理的環境を避難所内に用意するということだけではなく、平常時に飼い主として備えておくべきことがしっかりと準備されているかどうかということが重要になってまいります。例えばペットのしつけや健康管理がきちんとできているか、避難先でペットの飼育に必要なリードやキャリーバッグ、ケージ、またペットの食べ物や水などのペット用備蓄品がいざというときに備えて用意できているかということがそれに当たると考えます。こういったことを前提に、防災訓練の中で同行避難のブースを構えて実施するということは今後検討する必要があると考えます。その際には、獣医師会や動物愛護協会、中讃保健福祉事務所などの協力もいただきながらペットの飼い主はもちろん、ペットを飼っていない人にとっても同行避難について学べる機会としての防災訓練になるよう進めてまいりたいと考えます。しかしながら、本年1月に多度津校区での防災訓練を実施した後、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、予定しておりました豊原校区の訓練は中止となり、現在まで行える状況に至ってはおりません。感染状況を見ながら、できる限り早い時期に開催できるよう準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、子供の豊かな情操を育むため、児童・生徒に対し、現在どのような動物愛護教育の推進に取り組んでいるのかをお伺いします。また、多度津町で行っている地域猫の活動等の小・中学校での周知を今後行っていただけるか、併せてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

お早うございます。中野議員の子供の豊かな情操を育むための動物愛護教育の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小・中学校では道徳が教科化をされ、様々な資料を用いて道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度が育まれるように週1回道徳の時間を位置づけ、人との関わり、集団や社会との関わり等を4つの視点を基に学習をしております。その中の一つに生命や自然、崇高なものとの関わりに関することという視点があり、主な内容項目として命の尊さ、自然愛護等があります。学年の段階ごとに生きているもの全ての命の尊さを大切に思う心を育んだり、人間と自然や動植物との共存の在り方を積極的に考えたりできるように学習をしております。学校では道徳の時間を要に教育活動全体を通じて、一つ一つの命が多く命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解できるようにしております。小学校では、県の「いのちのせんせい」派遣事業を活用し、獣医さんから動物の命を守る大変さとすばらしさ、動物たちが懸命に生きようとする姿や命の尊さについて学ぶ機会を設けております。小さな命を必死で守ろうとする人の話から命の重さを知り、そしてその命とどのように関わっていくのか、自分な

りに考えようとする子供たちの姿を見ることができました。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の子供の豊かな情操を育むための動物愛護教育の取組、また本町で行っている地域猫の活動等の小・中学校での周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、住民環境課といたしましては、町内の幼稚園、小学校を対象に環境学習を提供しておりますが、その内容については先生方と相談の上、幼稚園や小学校側からの希望に沿った内容で実施をしております。幼稚園に対しましては、在来種の魚や水生昆虫を用いた触れ合い体験、小学校に対しましては学校、学年ごとの差異はございますが、主に水辺の教室と題した海や川での生物調査を提供しております。これらも広い意味では動物愛護に関わるものではございますが、住民生活における大きな問題としてイメージしやすい野良犬、野良猫に関する教育の提供には至っておりません。こうした犬や猫など、動物愛護に関する啓発につきましては、県と高松市の共同施設、さぬき動物愛護センターしっぽの森が中心となり、動物愛護教育親子教室や動物愛護啓発教室「命の授業」といった形で実施をしており、また中讃保健福祉事務所でも要請に応じて出前講義を実施しておりますので、住民環境課といたしましてはこうした事業と学校側とのマッチングを進めてまいりたいと思います。

次に、多度津町で行っている地域猫の活動等の小・中学校への周知についてでございますが、地域猫活動につきましてはホームページや町広報による周知を行っており、学校側に対して特段の周知は行ってございません。今後、町内の小・中学校から野良猫等の苦情等があれば、地域猫活動について具体的に説明し、支援をしてまいります。子供たちに対する動物愛護教育の一環といたしまして先ほど申し上げました環境教育の中で地域猫活動についても取り上げてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、町民と動物の触れ合う機会の創出ということをやっている市町村がありますが、多度津町でも可能か伺いたいします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の町民と動物の触れ合う機会の創出が町内でも可能かについて答弁をさせていただきます。

現在、町単独で犬猫の譲渡会のような人と動物が触れ合うようなイベントは行っておりませんが、町内で地域猫活動等の動物愛護に関する活動を行っている方々から保護動物の譲渡機会の創出につながる取組が要望されていることや、さぬき動物愛護センターから譲渡会の会場となる場所の提供を依頼されていることから、町内で開かれている各種イベントの際に動物愛護団体やさぬき動物愛護センターと連携をして譲渡会

を開催することは可能であると考えております。どのイベントで行うかにつきましては、それぞれのイベントの主催者と協議を行う必要があります、またイベントの性質や目的、開催場所と照らし合わせて譲渡会等を行うのに適しているかどうかとも考慮する必要がありますことから、今後検討課題とさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、動物の虐待防止及び犬猫の殺処分ゼロに向けた本町の取組状況についてお伺いします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の動物の虐待防止に向けた取組及び犬猫の殺処分ゼロに向けた本町の取組につきまして答弁をさせていただきます。

動物の虐待防止につきましては、本年6月1日に改正法が施行された動物の愛護及び管理に関する法律の中に基本原則といたしまして定められ、違反した者に対しては罰則もございます。分かりやすい行為といたしましては、みだりに殺し、又は傷つけることのほか、餌や水を与えないことや過密な状態で飼養すること、排せつ物や死体を放置することといった適正な管理を行っていない状態も虐待であるとされるため、適正な管理を徹底することが虐待の防止にもつながっていくと考えられます。本町では町民に対し、広報紙やホームページ等の各種媒体にて動物の適正な管理を求めるとともに、適正な管理ができていないことが疑われるケースに関しましては現地確認を実施し、場合によっては飼い主に対して指導等を行っております。

次に、犬猫殺処分ゼロに向けた取組につきましては、収容される犬猫を減らすことが重要であり、そのためには野外で繁殖する所有者不明の犬猫を減らすことこそが重要であると考えております。本町といたしましては、飼い主に対して適正な管理、飼養を行うこと、また広く町民に対してみだりに野良犬、野良猫に餌を与えることは繁殖の機会を増やすこととなり、結果として不幸な犬や猫を増やすこととなっていることを各種媒体により啓発することや、犬及び猫の不妊・去勢手術費助成事業や地域猫活動の支援事業といった取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、犬の登録、狂犬病予防注射の向上の対策及び犬の鑑札注射済票の装着ということは飼い主の義務なんですけども、鑑札注射済票装着率の向上についての対策についてお伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の犬の登録、狂犬病予防注射の向上対策及び犬の鑑札注射済票装着率の向上対策について答弁をさせていただきます。

犬の登録、狂犬病予防注射の向上対策につきましては、犬の飼い主には狂犬病予防法

に基づき、蓄犬登録を行うことや年一回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられております。しかしながら、蓄犬登録がされてない飼い犬や狂犬病予防注射を接種していない飼い犬が一定数存在していることも事実でございます。本町では全ての飼い主にその義務を履行していただくために、継続的に広報紙やホームページを通じて啓発活動を行うとともに、平成30年度から予防注射未接種の犬の飼い主に対して文書や電話による連絡を行った結果、令和元年度末における本町の狂犬病予防注射接種率は73.9%で、県内ではトップの接種率となっており、県全体の58.9%を大幅に上回る結果となっております。

次に、飼い主の義務である犬の鑑札や注射済票の装着率の向上対策についてでございますが、先ほど申し上げました蓄犬登録と年一回の狂犬病予防注射の接種によって交付される鑑札及び注射済票を装着させることも同じく狂犬病予防法により義務付けられております。しかしながら、紛失を恐れるなどの理由から大多数の飼い主がこれらを飼い犬に装着させておらず、そのため明らかに飼い犬と思われる犬が保護された際に所有者が判明しないケースも報告されております。これらの対策として、国は脱落や消失のリスクの少ないマイクロチップの導入を決め、昨年6月の動物の愛護及び管理に関する法律の改定により、おおむね2年後にはペットショップなどから購入した犬や猫はマイクロチップの装着が義務化され、施行前から飼われていた犬や猫は努力義務とはなりますが、本町独自の対策といたしまして飼い主に対しては装着義務の周知を徹底するとともに、飼い主から鑑札や注射済票の形状が装着させにくいとのご意見等もいただいておりますことから、これらの交付の際に二重リング等の補助具を併せてお渡しをいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

たくさん質問をさせていただきましたけど、それぞれに真摯に答えていただき有難うございました。

最後に、人も動物も住みよい地域にするために地域全体で次の4つのルールを守っていけばと思います。

1、野良犬、猫に無責任に餌を与えない、2、生ごみや飼い犬、飼い猫の餌などを屋外に放置しない、3、野良犬、猫のすみかになる場所をつくらない、4、飼い犬、猫を放したり捨てたりしない。

こういうルールを守っていき、人と動物が共生できる多度津町になっていけばいいなという風に思っています。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎 議員の質問を終わります。

次に、10番 古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番 古川 幸義でございます。通告順により次の質問をいたしますので、関係する各課についての答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、先月執り行われました町政130周年の式典が無事挙行されましたことに心よりお喜び申し上げますとともに、町に貢献され、栄えある賞を受賞された方々に今一度心より感謝の気持ちとお礼を申し上げます。

さて、質問に入ります。

前期の9月議会、総務常任委員会において令和元年度における財政健全化法に関わる4指標の公表についてを配付され、総務常任委員会で説明されましたので、12月定例会において、今一度一般質問をいたしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

1つ、実質公債費比率が過去3年間で単年度として8.30から12.60へと4.3ポイント年々増加しておりますが、特定される要因と今後の傾向をお尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の実質公債費比率の増加要因と今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

実質公債費比率とは、一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模に占める割合を表す指標のことで、直近3年間の平均により算出され、主に地方債の元利償還金の増加により上昇します。令和元年度の実質公債費比率は、前年度と比べて1ポイント増の10.5%でしたが、議員ご指摘のとおり、単年度で見ると平成29年度は8.31%、平成30年度は10.70%、令和元年度は12.61%と年々上昇傾向にあります。これは過去に行った普通建設事業に係る起債の元金部分の償還期間が終了したことにより元利償還金が増額となったことによるものでございます。起債による資金調達を行った場合、施設の耐用年数や償還年数に応じて5年以内の据置期間が設定され、据置期間終了後に元金部分の償還が開始されます。そのため、多額の起債を行っても、数年間は利子のみを償還するため、即座に実質公債費比率の増加に繋がるわけではなく、数年後、据置期間が終了し、元金部分の償還が始まって初めて実質公債費比率に影響するようになり、償還が完了するまで継続します。

平成30年度には平成26年度に借入れを行った多度津中学校改築事業や消防庁舎建設事業、平成27年度に借入れを行った防災行政無線整備事業に係る起債の元金償還が開始され、また令和元年度には平成27年度に借入れを行った多度津中学校改築事業や平成29年度に借入れを行った消防ポンプ車購入事業に係る起債の元金償還が開始されています。これらによりまして、元利償還金の額が平成29年度は8億5,000万円、平成30年度は9億4,000万円、令和元年度は9億7,000万円と増加しております。これが単年度実質公債費比率の上昇した主な要因でございます。

今後につきましても、令和2年度には消防ポンプ車購入事業、小学校空調整備事業に

係る起債の元金償還が、令和３年度には白方小学校改築事業に係る起債の元金償還が開始されますため、元利償還金はさらに増加し、10億円前後で推移する見込みであることから、単年度の実質公債費比率につきましては令和元年度より上昇することが見込まれます。令和４年度以降も緊急避難路整備事業に係る起債の元金償還が開始されるなど、増加が続き、新庁舎建設に係る起債の元金償還が開始される令和９年度には15%近くまで上昇することが見込まれます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問いたします。

私も算出比率の表現が単年度で表してましたので、少しずれがあったようでございますが、先ほど説明があったように３年間の数値を丸めたものが実質公債費比率ということで、本来は令和元年度実質公債費比率は平成29年度が8.31%、平成30年度が10.7%で、令和１年度が12.6%となって、３年間の平均としては10.5%ということになりまして、前年と比べますと１%増加したというご説明でありますね。単年度の数値を推移として見ますと年度ごとの推移がよく分かります。最近の傾向としては平成30年度から令和１年度で約２ポイントずつ上昇しております。令和２年が想定で実質公債費比率は11.8%のポイントに想定の根拠のものは、令和２年度を終えて12.0913という想定ですが、想定についての根拠があれば、ご説明をお願いしたいと思います。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和２年度につきましては、現状の起債の予定でありますとか、それぞれ特定財源でありますとか、実質公債費比率の算出式における数値を見込んだ中で予測しているものでございます、でよろしいでしょうか。

議員（古川 幸義）

再質問であります。実は地方債の元利償還金また特定財源と、それから基準財政需要額の算入額、その他もろもろという部分がこの数値に大きく影響しているということとはよく分かりました。過去５年間を見てもみますと、多度津町にどういう風な事業が行われて、どういう風な需用費を支払ってきたということが一目瞭然に分かるような気がいたします。

続きまして、２点目の質問に入らせていただきます。

将来負担比率152.7となっておりますが、将来負担額より充当可能財源等の差額の数値によって大きく数値が影響されると解釈いたしておりますが、次年度からの傾向をお尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の将来負担比率の今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示す指標でございます。議員ご指摘のとおり、一般会計の地方債残高などの将来負担額から充当可能財源等を差し引いた金額が将来負担比率の算出式の分子となっており、将来負担額の増加や充当可能財源等の減少によりまして将来負担比率は上昇してまいります。令和元年度の将来負担比率が前年度に比べて大きく上昇した要因は、将来負担額として1市2町学校給食センター建設に係る債務負担行為に基づく令和2年度以降の支出予定額が新たに計上されたこと、また財政調整基金残高が減少したことによるものでございます。

今後の将来負担額につきましては、新庁舎建設や駅周辺整備事業などに係る起債総額が35億円を超える見込みでございます。これらにより、さらに大きく上昇することが見込まれます。また、新庁舎への移転に係る経費が一時的に増加するほか、人件費、物件費などの経常的な経費が年々増加しており、これによる財源不足につきましては財政調整基金で補填することになるため、その残高は大きく減少することになると見込まれます。これら将来負担額の増加と充当可能基金の減少によりまして、将来負担比率は年々大きく上昇し、庁舎が完成する令和3年度には200%近くとなり、それ以降は緩やかに減少するものの、数年間にわたって150%を超える高い水準が続くことが見込まれます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問いたします。

先ほどの総務課長の答弁の中で、このネックは財政調整基金残高が減少したことによって大きく起因して色々な問題が出ていると解釈いたしております。また、再質問ですが、将来負担額は平成29年で218億円、平成30年では215億円、令和元年では218億円と変わりませんが、充当可能財源が平成29年では155億円、平成30年では154億円、令和元年になって149億円と150億円を割り込んで減少しております。結果的には5億円の減少となり、将来負担比率を大きく数値を上げた要因であると思います。よって、令和2年度の充当可能財源の見込みにおいて、将来負担額の充当可能基金のさらなる減少が見込まれとると想定いたしますが、予想数値などがあればお伺いしたいと思います。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

将来負担比率につきましては、議員が申されましたように将来負担額については少しずつ上昇しているところでございます。全体としては今後庁舎整備等がある中で、将来負担額については大幅に増加する見込みになります。充当可能財源につきましては、先ほど申し上げましたように、財政調整基金等充当可能基金が減少している状況にございますので、そういった中で将来負担比率については上昇していくということをお先ほど申し上げましたが、その傾向は将来負担額、充当可能財源、両方のほうで表

れているというような状況にあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁にもう少し再質問いたしたいんですが、通告で数値を表しておりますので、また次の機会にさせていただきたいと思います。

続きまして、3点目の充当可能基金の残高推移について、財政調整基金15億9,000万円、その他特定目的基金を合わせ25億8,000万円となり、令和2年の想定額は微減となり、令和3年から令和6年に至って想定額は激減しております。その対策などがあれば伺いたします。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の今後の基金残高の対策などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、人件費や公債費など、経常的な歳出の増加などによる財源不足は財政調整基金で補填している状況でございます。これに加えまして新庁舎建設や駅周辺整備事業に係る歳出の大幅な増加などによります多額の財源不足額は財政調整基金からの繰入れにより補填することになるため、新庁舎への移転が完了する令和4年度には財政調整基金残高は7億円程度となることを見込まれます。収支を均衡させ、財政調整基金を再び増加に転じさせるには年月を要するとは思いますが、ふるさと納税の推進や有利な起債、補助制度の活用など、あらゆる歳入確保策を講じるとともに、新規事業の抑制、不断の事業見直し、経費の縮減など、歳出削減を図る中で本町財政の健全性が保てるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの質問に際しまして再質問いたします。

充当可能基金の残高の推移ですが、令和2年から令和3年、4年を取り崩していくわけですが、令和3年においては10億円を切るという状態であり、通常は一般会計の1割程度の残高は必要となり、再度積み上げる必要がありますが、どのようなお考えでしょうか。また、その他特定目的基金は今後の事業を考慮して積み上げる必要が重要と思われそうですが、いかがでしょうか。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金あるいは特定目的の基金につきまして、必要に応じて積み立てていくということは必要であろうと思いますが、現状の財政状況におきましてその積立てが可能かどうかということは今後、令和2年度、3年度以降の財政状況を見ながらということになります。その中で、財政担当の方で想定している部分におきましては、なかなか積立てということは難しい、むしろ基金を取り崩しての財政運営になる

という風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に際しまして再々質問をいたします。

その他の特定目的基金の中には前々から懸案が出ております小学校の統合の問題、また幼稚園の問題、教育課の方で色々課題をされるところというのが非常にたくさんあるかと思います。また、エアコン、機械的な設備等、やはり10年に一度などのメンテナンスと保守というのがありますので、前もって計画的な、中・長期的な予測を立てまして、特定目的基金に少しずつ、長い時間でも結構ですが、積み立てていって、そのときに学校に対してとか、こういったもろもろの事業に対してそれを使っていくというのが、これが妥当ではないかと私は思っております。ですから、中・長期的な目的というのは第6次総合計画の中に謳われております。それをやはりこの中に明確にして、積み込んでいくということは大事だと思うんです。そのほかに財政調整基金を取り崩していくということは、何らかの突発的なことに対して、例えば一般会計で年度末に赤字が出たときに、いや黒字にするためにそこから拠出するという、色んな方法がございますが、やはり特定目的基金は別にあると私は思うんですが、そこら辺をちょっと答えられるだけで結構ですから、答弁お願いしたいと思います。

総務課長（神原 宏一）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

古川議員おっしゃるように、確かに施設の老朽化とか、建て替え等、今から必要になってくる部分等につきまして、基金を積み立てていって、その基金を活用して、将来的に活用するというようなことができれば、それが最善だとは思いますが、ただし、今現在の財政状況においては、それに先立つ老朽施設の改修でありますとか、修繕でありますとか、そういう部分に毎年度予算を投入するような状況にございますので、まだ特定目的のための基金を積み立てるという部分での余裕がないということでご理解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

議員（古川 幸義）

再質問はございませんが、少しだけ述べさせていただきます。

一般会計の特性として、構成比率というものがございます。その中で一般会計の中では義務的経費というものがございまして、ここで言うのもなんですが、人件費や扶助費、公債費とか、そういうものが入って、構成比率は46.2%です。その他経費としては物件費とか維持、改修費として、これも全体の42.6%、それ以下は投資的経費であります。今現在の構成比率は11.2%です。これが行政のインフラが老朽化していくと、これは住民サービスの欠損になりますから、これだけはどうしても資金を投入していかなきゃいけないわけですね。それで維持補修管理費とか、それから今は構成比率が非常に少ない状態ですね。それから、これ投資的経費も1割と抑えられており

ます。今後はこの数値がだんだんだんだん大きくなりますので、一般会計というのは数値的にはその行政の中で限られております。その中で事務的経費の、特に扶助費等、社会保障等とか、そういうものが全体的に、こういうほかのところが増大すると圧迫されて、それからそういうものが扶助費が圧迫されると皆さん方の高齢者に対する対策や、それから子育て世代に対してもそういうものがカットされていくと、そういうことのないように本当にお願ひしたいと思ひます。今後、議会の皆さん方も本当に知恵を絞って、これからどういうようにしていくかということを考えていかなければならないと思ひております。

それでは、最後になりますが、次の質問に入らせていただきます。

今後、普通建設事業費が増大していく中で、今後の事業の計画見直しなどはどのようにお考えでしょうか。前回の質問と大分重複しておりますが、新たにお聞きしたいと思ひます。また、一例としては今後の幼稚園の統合、保育所の待機児童に対する措置、小学校の統廃合、また循環道路の整備などを踏まえてご意見をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の今後の事業の計画や見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎整備や駅周辺整備事業は関連工事も含めると、総事業費が50億円を超える事業となります。また、経常的な経費につきましても増加傾向で推移しているため、先ほど答弁いたしましたように財源不足を財政調整基金で補填する状況にあります。これらにより、令和4年度までに基金残高は7億円程度、起債残高は令和元年度末より28億円増の151億円ほどとなる見込みとなっております。このような状況において、数年間は厳しい財政状況の中、歳入確保と歳出抑制により収支のバランスを保つことに努めなければならないと考えております。特に歳出におきましては、町民皆様の生活への影響度、事業実施の緊急度、事業継続の必要性、実施主体の妥当性等の観点から既存事業も含めて見直しを行うなど、厳しい抑制を行わなければなりません。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、我が国の経済情勢は不透明な状況にあり、本町においても町税をはじめとする今後の歳入が見通し難い状況にもあります。国における経済対策や予算編成等、あらゆる情報を収集、調査するとともに本町の決算の推移やあらゆる事業の歳出状況を検証し、今後の財政見通しを極めて細かく立てることが以前にも増して必要になっております。その見通しの中で健全な財政運営が継続できる範囲内で新規の事業計画や既存事業の拡充を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきますが、今の4番目の質問の後に一例として今後の幼稚園の統合、保育所の待機児童に対する措置、小学校統合、循環道路の整備等とありますが、これはそれぞれ個別の案件になりますので、今総じて申し上げられることは、このようなことも行ってまいります。先ほど答弁でお話ししましたように色々な事

業の実施に当たりましては健全な財政運営が行われるように、そこをきちんと担保してからやっていこうと、これは私が町長に就任させていただいた時からの常に行っていることでありますので、その考えは一切変えずに、この事業が行える状況になりました時に、それは議会の皆様にお諮りをいたしまして、その新たな事業も実施していこうと思っております。また、今の細かなことに関しましては、また後ほどというのか、ほかの機会の中で、これは今も私どもが示していることになりますので、その細かなことに関しましては場を改めてお示ししていきますし、今古川議員のおっしゃったことは喫緊の課題だと思っております。それはやっていくことには間違いはございません。答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいま町長のご答弁を聞きながら、思い浮かべたのは平成19年から平成23年において、町長は平成23年に出馬されて、そのとき財政状況は非常に悪い時代で何も事業はできないという時代でございました。その時、町長もこの財政の健全化を図るために色んなことを図られてきてまして、平成27年から28年にかけては相当財政調整基金もかなり余力をつけられて、かなり安定化された分は、これはひとえに町長の実績だと私は思っております。また、町民も町長のご尽力に対して評価をして、町長の偉業されたということに対して敬意を表したいと思えます。また、このように今現在、投資的経費で建設費が増大しているのも、やはりこれは何年かに1回、何十年かに1回できる行政インフラの老朽化ですから、これはもうやむを得ないことだと思います。その中で、こんなことを言ったら失礼なんですけど、ブレーキと、それからもう一つはアクセルですね。今緩やかなアクセルを踏みながら、またブレーキを、ここぞと思うところは頻繁にブレーキをしながら財政が健全化になるように努力していくのが行政の努めだと思っております。

ここで1つ総務課長に再質問がございます。

町債残高の推移を見ながら、今後の建設事業を推進していかなければなりません、将来負担額の総計が令和1年度では218億853万5,000円であります。内訳は一般会計の地方債残高、公共下水道地方債残高に対する一般会計の負担見込み、中讃広域水道地方債の残高、また退職金手当の負担見込額、また土地開発公社の負債負担見込額を含めた合計であり、令和1年においては債務負担行為支出予定が6億8,532万7,000円が含まれておりまして、今回の将来負担額となります。これも債務負担行為の支出により、その総額は増大していくわけですが、今後の調整は非常に必要が大であります。今後も債務負担行為、これは既に分かっているところがあるかと思っておりますので、その辺を少しお聞きしたいと思えます。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

将来負担比率の算出における債務負担行為に基づく支出予定額という部分について

は、先ほど申しました給食センターの1市2町学校給食センターの負担金の部分でございます。これ以降につきましては、債務負担行為自体はそれぞれ後年度の負担を予算上に表すということでございますけれども、それぞれ毎年度予算化していつて、その予算を執行する中で、この色んな数値が変わってくるということで、この将来負担比率の中の債務負担行為につきましては1市2町の給食センターのことでありますので、そちらの方へ負担金として支出する、その部分についてのみこの欄に計上されてくるということでございますので、ここの欄が今の想定では増えていくことはないと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、最後になりますが、将来負担比率の上昇の要因は、この質問中に何度もおっしゃっていただきましたが、行政インフラの老朽化により建て替えなどの投資が増大し、義務的経費においては扶助費が増加している要因であります。この10年間の扶助費を考えてみますと約40ポイントぐらい増加しているのではないのでしょうか。今後も増加の傾向は免れませんが、社会保障の一環として抛出していくのは当然であります。しかしながら、健全化に努めるのは当然であります。今後の財政に対し見極めを常とし、何度も言いますが、ブレーキとアクセルを使い分ける難行をぜひ行っていただきたいと思いますと思っております。

これにて10番 古川 幸義の質問を終わらせていただきます。どうも有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時50分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

次に、12番 渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

すみません。マスクを外させていただきます。

12番 渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でお願いいたします。

1点目は、待機児童の解消対策についてであります。

この質問は令和元年3月と12月の一般質問に取り上げました。今回で3回目であり、保育士の確保ということでございます。保育士の確保や今後の課題の質問では、令和元年12月、町長の答弁は県の補助金を活用して保育士の業務の軽減を目的に支援者を配置する場合、10万円を上限に補助する、令和2年度より多度津町保育士就職一時金交付事業を実施予定、正規職員として町内保育所に就職する保育士に6か月継続する条件で10万円の一時金を交付します、また園長会では問題点を話し合う、近県の保育士養成校に就職パンフレットを配布し町内保育所の見学ツアーを計画しますなどの答弁をいただきました。しかし、令和2年10月1日の現時点で待機児童数は本町は13名で、昨年10月と比較しますと6名増加しております。また、隠れ待機児童、つまり保護者が育児休業中、特定の保育所のみを希望、保護者が求職活動中であり、また企業主導型保育所を利用するなど、待機児童にカウントされていません。全国では隠れ待機児童が7万1,000人とも言われています。待機児童、隠れ待機児童を含め、要因は保育士不足であり、確保が十分でない、これは多度津町だけでなく全国的であります。町も待機児童について幾つかの施策などを実施していることは理解ができます。しかし、根本的に処遇改善、つまり給料の改善、賃金助成しかないのではないのでしょうか。安心して子育てができる多度津町、ひいては住んでみたい、若い世代から選ばれる多度津町に近づくことが今最も求められているのではないのでしょうか。

それでは、質問に入ります。

待機児童13名の今後の対処策をお聞きします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の待機児童13名の今後の対処策はのご質問に答弁をさせていただきます。

先月報道されました令和2年10月1日現在の本町の待機児童13名のうち、12月1日より1名が入所されております。毎月、各保育所の空き状況を確認し、順次入所のご案内をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁の中で空き状況がある場合とありますが、こういった場合、今回だけではなく、これからも必要であります、空き状況ということはどういうことになるのでしょうか、再質問です。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

年度途中につきましては、空き状況を毎月各保育所に確認をしております。この空き状況と申しますのは、途中退所をされた方がおいでたり、新たに保育士が確保できた場合には受入れ人数が増えることとなります。毎月確認をして、その保育所に空きができたなら、待機の優先順位の高い方からご案内しております。今回は退所者が出たことにより1名補充できたという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そしたら、現在のところ待機児童は12名ということで、よかったですね。

それでは、次の質問をさせていただきますが、本町の隠れ待機児童数は何名なのでしょう。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の本町の隠れ待機児童数はのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年10月1日時点での待機児童数は13名でございますが、特定の保育施設のみを希望した方や保育所に入所ができなかったため、育児休業を延長された方などの私的待機児童数は含まれておりません。渡邊議員のおっしゃる隠れ待機児童を私的待機児童と捉えますと、18名の児童が私的待機児童となっております。先に申し上げた10月1日時点の待機児童数13名で考えますと、合わせると31名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

隠れ待機児童数31名ということでございますが、先ほどの答弁の中にもありました。深刻な問題は、育児休業中の期限が終わっても保育所に入れなかったために育児休業期間を延ばすと、会社によりますとそれが構いませんという理解を持ってもらっている会社もございますが、逆にそうじゃなくって会社のほうに言えなくって退職をするというケースも伺っております。また、そういう意味で以前に一般質問にも書かせていただきましたし、新聞またテレビ等でもありました、保育所死ねという、こういう部分が多くの方の皆さんの頭の中には印象に残っているかと思いますが、やはり不平等さを感じて、こういう意見というのか、苦情というのか、そういう部分になろうかなという風に思っております。要望でございますが、今後もしっかりと保育所と連携しまして、一生懸命頑張っているというんはよく分かるんですけども、もう一つ連携して頑張っていたきたいなという風に思います。お願いいたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。

少子化問題が大きな課題であります。待機児童との関連性はどのようになっていますでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の少子化問題と待機児童との関連はのご質問に答弁をさせていただきます。

全国的に少子化が進んでいるにもかかわらず、待機児童問題は深刻化しており、本町においても同様に出生数は減少しておりますが、保育所の利用希望者は増加しております。これは共働き家庭の増加や核家庭化により家庭外での保育のニーズが高まっていることや、町の移住・定住施策の推進により町外からの子育て世帯の転入が増加したことも一因と考えております。また、深刻な保育士不足により各保育所でも入所定

員の確保が難しくなっていることもあり、待機児童が年々増加しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問という形になろうかと思うんですけども、実は保育所の園長先生とお話しする機会がございました。そして、こども園という形でお話をどういう風に考えてますかということでお話をさせていただきました。その中で、やはりこれからは少子化が進む、そしてもう一つ保育士不足という部分も考えてみると今の状況では考えられませんかという部分があるんですけども、町はどのように把握されているんでしょうか、お聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の追加質問に答弁させていただきます。

本当に今お話ししましたように、何で少子化がこれだけ進んでるのに何で待機児童が増えるんだろうと、これは本当にもう単純な、純粋な疑問ですね。その中で、今多度津町の場合には全ての保育所が私立になっております。そういう中で保育所長会などを通じて、様々なことを投げかけております。その中で、今私どもの方からも公設というのを造るということに関しては原則は考えていないんですけども、これ以上に待機児童が増えた場合、そういう場合は私どもも行政の責任として、今度新たに幼稚園の統廃合、幼稚園の適正配置、管理の中で認定こども園ということも考えていかざるを得なくなるんですというお話はしました。その中で、保育所長会の皆様の総意としては、それよりも今のまま既存の、このままの形で行いたいという希望がありました。その中で、それでしたら待機児童がなくなる、これは私どもの今の子育て支援を充実していくという中で大きな課題、命題、待機児童をなくす、そして若い世代の親が安心な場所に預けて、安心して働ける、これが大きな子育て支援の充実につながっていきますので、その中では保育所に子供を預けるということに関しましては待機児童を出さないということが前提条件になると考えております。そういう中で保育所長の皆様とお話をしておりますけども、今申し上げましたように認定こども園というのは2次的なものです。今ここでそういう考えがあるのかということは申し上げることはできません。保育所長のご努力に今はすがるといことがまず第一であります。

答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ごもったもの答弁だと思います。

実は善通寺市におきまして、待機児童がゼロなんです。それはゼロ歳から2歳、3歳から就学まではやはり幼稚園という風に筋というのが決めてあるというんですけども、やはり善通寺が子育てするのが昨年ですか、1位ということを経営等で聞いておりますので、待機児童がいるかないかというので大きな違いがあるのかなという風

に思いました。また、その点は保育所、また今後の幼稚園の部分も含めて考えていかなければならないかなという風に思います。

それでは、次の質問にさせていただきます。

今後、待機児童対策について町が考えている考案を教えてください。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の今後、待機児童対策について町が考えている考案はのご質問にお答えをさせていただきます。

町といたしましては、待機児童解消のため、これまで実施してまいりました保育支援者配置への補助金や新たに就職した保育士への一時金の交付、保育士養成校へのパンフレットの配布について引き続き実施をしてまいります。また、多様な保育ニーズに対応するため、多度津町子育て世代包括支援センター内で実施しております一時預かり事業について、来年度より現在の週2日から週3回の実施へ拡充する予定でございます。さらに待機児童解消には保育士の確保が重要な課題であることから、各保育所が保育士確保に要した費用に対する補助事業を現在検討しております。保育士の確保につきましては、町内の各保育所でも今まで以上に取り組んでいただいているところですが、町としましては毎月開催しております保育所長会での協議や包括連携協定を締結している香川短期大学や、またその他の保育士養成校やハローワークへ出向き、現状をお聞きしたり、勧誘するなどして保育士の確保に努めております。全国的な保育士不足の厳しい状況の中ではありますが、引き続き待機児童の解消に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

子育て世代包括支援センターということで、現在週2回から週3回になるということとで一時預かりも今まで同様に増えているということに対して、本当に子育て支援の大きな施策の一つかなという風に思います。核家族という部分もありまして、ここで担う役割は大きいものがあると思いますので、増加するというのも一つのいい方法かなという風に思いました。

それから、先ほどの答弁の中に保育士確保に要した費用と書いてありますが、すみません、詳細にお話ししていただければと思います。お願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

保育士確保に関する費用でございますが、現段階では保育所長会とも協議中で、まだ詳細は決定しておりませんし、来年度予算に盛り込む予定でございますので詳細は差し控えさせていただきますが、具体的にと言いますか、保育士に係る費用と申しますのは、ハローワークにも募集の提出をしておりますが、なかなか近隣の市町においても保育士不足になっており応募がない状態でありますので、民間の保育士バンクだっ

たり、保育士派遣をしてる、また仲介、あっせんをしている業者などから紹介していただいた場合には手数料がかかりますので、その部分に関して何か町の方がお手伝いできないかということを今検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今、富木田課長のお話を聞きながら、ふと思い出したんですけども、これは私の考えであります。実は保育士の国家試験は学校を卒業したら幼稚園と、それから保育所と資格を取れると思うんですけども、実際に私も国家試験を受けた方ですので、国家試験を受ける、実際そういう経験がある方は3年以上だったと思うんですけども、昔のことなんですけども、今はどういう状況になってるか分かりませんが、資格を持ってなくて保育所へ勤めたいという方もおいでる、それだったらやはりきちんとした国家試験を受ける、勉強するという部分で、そういう形も1つ方法があるんじゃないかなという風に思ったんですけども、どんなんでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

国家試験等資格をお持ちで保育士となっていない方、潜在保育士と呼ばせていただいておりますが、その方につきまして県下で持っている方、また多度津町で持っている方というものは香川県におきましてその名簿の方の提出はいただけないということになっておりますので、あくまでも人づてになります。そういう資格をお持ちの方、保育士をしたいとおっしゃる方につきましては日頃からホームページや町民の皆様にお声かけをさせていただいて探しているところではあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

この件につきましては国家試験を受けるというので少し助成しているという風に、どこか分かりませんが、そういうことも聞いたことがありますので、頭のどこかに隅に入れていただければという風に思っております。

それでは、最後の質問であります。最後というか、待機児童の最後の質問です。

処遇改善、つまり給料改善、賃金助成はということをお願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の給料改善、賃金助成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、保育所に勤務する職員を対象として、人材の確保及び資質向上を目的に処遇改善等加算を実施しております。職員の平均勤務年数や児童数等により算出された加算額を国、県、町が負担しており、この加算により保育所へ支払っております。加算については、保育所内で職員へ配分し、賃金の改善に充てられております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

伺います。国、県、町は、加算率はどの程度になっているのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

負担率につきましては、国が2分の1、県と町が4分の1ずつとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

2分の1、4分の1、4分の1ということで昔と変わりません、この比率はね。その中で、私は加算額、要するに加算する額という部分で保育所の処遇問題、給料という部分が多分にあるかなと思うんですけども、その加算額を増やすと、国、県に訴えるという部分で、要望するという部分で、なぜ待機児童が出るのか、保育士さんがいないからというのはもう国でも分かっている全国的な流れですので、ぜひとも国、県におきましては要望という部分で他の市町村ともお話ししていただいて、国の方、県の方へ要望という部分で出していただきたいと思うわけですが、町の考えをお聞きします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今後所長会とも協議したり、近隣の市町とも話をしまして、国、県に要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は有害鳥獣被害対策、イノシシについてであります。

最近よく耳にするのが、イノシシが家の近くまできて怖くて大変不安です、丹精を込めて作り、これから収穫という時にイノシシにやられ、営農意欲を奪われ、思うように生産ができないなど、悲鳴に近い声を聞きます。他の議員の方々も一般質問に取り上げられ、重複する質問もあるかもしれません。

以前であります。白方公民館において産業課主催の研修会に参加させていただきました。先進事例の紹介や里山再生について大変に勉強になり、イノシシが攻めてこられない環境づくりの重要性を痛感し、イノシシの潜入する場所をなくする耕作放棄地やササなどを刈り取って見通しをよくする。これが大変に有効であるという説明でもありました。里山エリアを広げること、里山環境を取り戻すことが本質的な解決策であると聞いております。

それでは質問に入ります。

近年におけるイノシシの捕獲数を伺います。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の近年におけるイノシシ捕獲数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ます。

平成24年頃より農作物の食害や農業用水路等の掘り起こしの被害が報告されるようになりました。この報告件数は年々増加してございます。本年11月5日には西港町の工場敷地内でイノシシが捕獲された際に従業員1名、警察官2名が軽傷を負うという人的な被害も発生いたしました。以上のような被害状況からイノシシの適正な捕獲駆除が喫緊の課題となっております。

最近の町全体の捕獲状況は、平成24年度が2頭、平成25年度が17頭、平成26年度が24頭、平成27年度が30頭、平成28年度が90頭、平成29年度が65頭、平成30年度が72頭、令和元年度が86頭でございますが、今年度は12月3日現在で102頭と既に100頭を超えて捕獲駆除してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問をさせていただきます。

今年度は既に100頭を超えているということでございますので、その中でよくやはり町民の皆さんからは奥白方は、見立付近もたくさん出るということになっております。また最近では佐柳島、高見島ということも聞いておりますので、まずは白方、奥白方の捕獲状況、それから分かりましたら佐柳、高見の捕獲状況も併せて伺います、再質問です。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

まず、奥白方地区で捕獲された頭数でございますが、平成24年度が2頭、平成25年度が2頭、平成26年度が3頭、平成27年度が6頭、平成28年度が39頭、平成29年度が31頭、平成30年度が34頭、令和元年度が31頭、令和2年度が12月3日現在で53頭となっております。島の状況でございますが、たちまち手元に資料がございませんので、また委員会等々で、済みません、説明させていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移ります。

猟友会の人員数はどうなってますでしょうか。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の猟友会の人員数についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、本町内でイノシシの捕獲駆除を行っている猟友会は丸亀地区猟友会と善通寺地区猟友会の2つの団体でございます。このうち、善通寺地区猟友会につきましては、10月1日付で有害鳥獣捕獲許可証を交付し、本町内での有害鳥獣駆除にご協力いただけることになりました。本町内で活動されている2つの猟友会の全体の会員数は、丸亀地区猟友会が59人、善通寺地区猟友会が36人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

その猟友会の中に女性の方がいると聞いてるんですけども、何名いるのか。また、猟友会のメンバーの平均年齢は何歳なのでしょう、お願いします。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

丸亀地区猟友会の会員数は59人で、うち女性会員は2名、平均年齢は64から65歳ということでございます。また、善通寺地区猟友会の会員数は36人で、うち女性会員は1名、平均年齢は65から60歳ということでございます。

また、先ほど答弁できなかったのですが、島のイノシシの捕獲頭数でございます。まず、佐柳島でございます。今年12月3日現在でございますが、本浦地区では7頭、長崎地区で4頭、高見島におきましては13頭の捕獲でございます。ちなみに令和元年度でございますが、佐柳島本浦地区では15頭、長崎地区では12頭、高見島では9頭の捕獲でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

やはり島も捕獲数を考えますと、本当に多いなという風に思っております。また、先ほどの答弁の中に女性の方の会員がおられるということで、本当にうれしいというのか、頼もしいというような思いをしております。

それで再質問ということにさせていただきますが、町内で捕獲に当たっている会員はそれぞれ何名いるのでしょうか。また、地域おこし協力隊の女性隊員が島嶼部でイノシシ駆除に当たっているということですが、成果はどのようになっているのか教えてください。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

町内で有害鳥獣の捕獲駆除に当たることのできる有害鳥獣捕獲許可証の交付を受けている会員は丸亀地区猟友会では9人、善通寺地区猟友会では3人でございます。また、島嶼部でのイノシシ捕獲を行っている地域おこし協力隊の女性隊員が仕掛けたくくりわなで捕獲されたイノシシは6頭でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

地域おこし協力隊員、実はお話ししたことがあります。若い方で本当に積極的、女性の方がまさかイノシシとは、通じないんですけども、エネルギーがあるとか、活力があるなということを痛感いたしました。多度津町を愛してる、多度津町が大好きという思いがこういう活動に出ているのかなというふうに思いますし、素晴らしいことであると思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

研修会の開催を行う予定は今後ありますでしょうか。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の研修会の開催予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

イノシシ被害に係る住民からのご意見を受けて、本年2月1日に白方地区公民館においてイノシシ講習会を開催し、23人の参加者の方々から多くの意見をいただきました。今年度は9月と10月に島嶼部で同講習会の開催を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で残念ながら中止となりました。白方地区及び四箇地区の一部の方を対象とした2回目の同講習会は来年2月の開催を目途に準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも研修会に多くの皆さんが参加されることを望んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問です。

里山保全活動に取り組む施策をお聞きします。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の里山保全活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

イノシシ被害を減少させるためには人の生活圏とイノシシ等の野生動物の生活圏を分ける緩衝地帯が必要であると言われてございます。この緩衝地帯の一つが里山エリアの整備となります。その昔、里と山の間には里山と言われる人が管理、利用する領域がございました。村の生活に必要なものを得るために頻繁に中に入って枝打ちや下草刈りを行い、時には木を切って木材を得て、また新しく木を植える、この管理され人々が日常的に立ち入る空間が山と里を分ける緩衝地帯となって、野生動物が里に近づきにくい環境をつくっていました。現在では、里山を利用する機会は減り、管理されなくなって山に埋もれ、林と地域が直接接している状況となっております。農地の耕作放棄地の増加や耕作者の高齢化等により、里山を適正に管理することは困難になっています。

現在行える対策といたしましては、イノシシ等の隠れ家となる耕作放棄地等の雑草を刈り払い見通しをよくすること、また農作業でできる作物残渣、いわゆる商品としての価値のない農作物を放置せずに田畑にすき込む等の適正な管理を行うことや家庭菜園や敷地内の果実を放置せずに適正に管理するなど、イノシシ等を呼び集めないようにすることとさせていただきます。里山の保全管理は耕作放棄地の解消にも繋がっていくものと考えてございますので、各地区で実施を見込んでいるイノシシ講習会での啓発を行うとともに、さらに農地集積を図るなど、耕作放棄地の減少にも努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

昔は私たちが子供の頃になれ親しんだ里山を個人の力で取り戻すことはとても今現在では難しいような気がいたします。でも、先日一般質問で締切りということで一般質問を提出した後なんですけども、実は山階の舟岡山を地元の方々が憩い、また子供たちが遊ぶ昔の里山に戻そうと民間のNPO法人を中心に有志の方々が山頂部分の雑木を伐採していました。その山頂には祠があり、過去にはお参りする方もたくさんいたそうです。また、山頂からは天霧山や盛土山古墳を見晴らすことができております。このように里山の復活を目指している方々もいるようです。本当に素晴らしいことで、今後はこういう方がたくさんいればという風に思っておりますし、里山の適正な管理や耕作放棄地の解消にも今後もどうぞ努めていただきたいと強く、強く要望いたします。実は現場にはまだ足を運んでないんですけども、近くは行きたいなという風に思っております。一応関係者の方からは写真を見せていただきました。白方、天霧山が一面見ることができるということで、こういう風になるのかなという風に思いました。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目は町の指定ごみ袋を買物袋に活用できないかであります。商品購入の場合、レジ袋か町の指定ごみ袋、どちらかを選択してもらうことでレジ袋の減量化が期待される、また町指定のごみ袋として利用でき、費用面やレジ袋削減の一面から一石二鳥ではないでしょうか。今後の町の考えを伺います。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員の町の指定ごみ袋を買物袋に活用できないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、レジ袋でございますが、近年海洋ごみ問題や地球温暖化といった生活環境を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増してきており、プラスチック資源を有効に活用する必要性が高まってきております。昨年5月に国はプラスチック資源循環戦略を制定し、その重点戦略の一つとしてプラスチック資源の消費、生産を抑制する取組の一環として本年7月1日からレジ袋の有料化がスタートしたところでございます。レジ袋の有料化はこれら地球規模の課題の解決に向けた第一歩としてマイバッグ持参の推進を促し、住民一人一人が生活習慣を見直すことによってレジ袋の過剰な使用を抑えていくことが目的でございます。渡邊議員ご質問のような取組事例といたしましては、千葉県がイオン株式会社との包括連携協定に基づき、イオン株式会社の傘下でございますコンビニエンスストアミニストップの店頭にて簡易ごみ指定袋の単品販売を実施しており、また埼玉県北本市、北九州市でも同様の取組を検討、実施しているようでございます。

本町のごみ指定袋はごみの減量化、分別の徹底、ごみ処理経費の負担公平化を図ることを目的として平成10年度よりごみ処理に要する経費の一部を住民の方々に負担していただくごみ処理手数料として導入をいたしました。種類といたしましては、可燃ご

み指定袋として大、中、小の3種類と不燃ごみ指定袋として大、小の2種類でございます。一般的なレジ袋と同サイズの町のごみ指定袋は可燃ごみ、不燃ごみともに小の袋で単価が20円でございます。レジ袋は3円から5円程度で販売されておりますので、かなり価格差がありますが、可燃や不燃の小の指定袋を利用している方にとっては必ず使うものでございますので、メリットはあるかもしれません。しかしながら、可燃や不燃の小の指定袋は町の指定袋の15%しか使用されていないことから、販売店が、顧客が必要な種類の町指定ごみ袋を1枚ずつばら売りすることについての手間を考えると渡邊議員ご提案の導入は難しいのではないかと思います。本町といたしましては、町内の店舗でも販売され、普及拡大しつつあるエコバッグを持参して買物することによるレジ袋の使用削減に重点を置き、町ホームページや広報紙にて環境問題への周知啓発を行ってまいりたいと考えておりますが、今後先ほどご紹介いたしました他県での実証実験の結果も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今課長が答弁された部分も一理あるのかなという風に思っておりますが、事例としてこれからは色んなところでこういうことに前向きに進んでくる可能性もあるのかなという風に思っていましたので、一般質問で取り上げさせていただきました。

これをもちまして12番 渡邊 美喜子、一般質問を終わらせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩して昼食に入りたいと思います。

再開を1時としたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

再開の前に、志村議員より所用のため、早退したいとの届出をいただいております。

私の方で許可しておりますのでお知らせいたします。

それでは、3番 天野 里美 君。

議員（天野 里美）

3番 天野 里美です。皆さん、こんにちは。

1点目は不妊治療、2点目はがん対策、そして3点目は防災対策の大きくは3点について質問をさせていただきます。

最初に、不妊治療です。

多度津町は第6次多度津町総合計画後期基本計画主要課題の施策の展開の中で少子化、高齢化による人口減少と、それに伴う地域活性化の衰退の情勢に対応するための解決に向けた取組として児童福祉、子育て支援等を軸とした人口減少対策を図る総合戦略の推進等、長期的な視野を持った取組が必要な課題を掲げているとあります。一方、今年度4月から実施されております第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画を見ると、多度津町における出生数は、平成26年度180人に対し平成30年度は147人と37人、約18ポイントも減少しています。しかも、新型コロナウイルス感染症により、今年度、来年度の出生数はより減少することが予測されます。確かに長期的な視野を持った取組は大切だと思いますが、この現状を考えますと、すぐにでも何かを対応することが必要ではないでしょうか。

そこで、以前町民より相談を受けたことがある不妊治療について質問したいと思います。子供が欲しくて授からない方への支援は、すぐにでも取り組むことのできる、または充実させることのできる対策だと考えます。

9月に新しく首相に就任した菅首相は、就任早々不妊治療の助成制度を大幅に拡充するよう田村厚生労働大臣に指示をいたしました。不妊治療の保険適用を早急に実現するよう検討を求めた上で、保険適用が実現するまでは助成制度を大幅に増額してほしいと指示したということです。そして、10月には菅内閣発足後初めての全世代型社会保障検討会議で、首相は不妊治療について、当事者の気持ちに寄り添いつつ、出産を希望する世帯を広く支援し、ハードルを少しでも下げていくために保険適用を早急に検討し、年末に工程を明らかにする、保険適用までの間は現行の助成制度を大幅に拡充すると述べています。また、待機児童問題について、保育園や幼稚園、ベビーシッターなど、地域のあらゆる資源を活用し、この問題に終止符を打つと述べ、年末に新たな計画を定めるほか、男性が育児休業を取得しやすくする仕組みを整備する考えを示しています。

国立社会保険・人口問題研究所が行った2015年社会保障・人口問題基本調査によると、日本では実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けている夫婦は、全体で18.2%、子供のいない夫婦では28.2%となっています。これは、夫婦全体の5.5組に対して1組に当たります。また、2015年に日本では5万1,001人が生殖補助医療により誕生しており、全出生児100万8,000人の5.1%で、これは約20人に1人に当たります。

香川県では特定不妊治療費助成事業を設けており、多度津町でも県の事業により受けることが可能な金額を控除した額で、1回の治療につき10万円までを補助する多度津町特定不妊治療費助成事業実施要綱を制定して対応しているところです。

そこで、質問です。

まず最初に、多度津町特定不妊治療費助成事業の概略について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町特定不妊治療費助成事業の概略についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町特定不妊治療費助成事業は、不妊治療を受けている夫婦に対し、体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、治療を受けているものの経済的負担の軽減を図ることを目的としております。助成の要件として、夫婦ともに本町に住所を有すること、法律上の婚姻をしている夫婦であること、夫及び妻の前年の所得が730万円未満であることなど、幾つかの要件を満たす者を対象としております。助成金の額については、天野議員のおっしゃるとおり、県の助成金額を控除した額で、1回の治療につき10万円までとし、回数については初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が39歳以下であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回までとし、43歳以降に開始した治療については助成の対象としておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、平成27年度から令和元年度まで、多度津町特定不妊治療費助成事業を受けた人及び件数について質問いたします。また、分かる範囲で構いませんので、香川県特定不妊治療費助成事業の過去5年間の実績について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町特定不妊治療費助成事業を受けた人及び件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県の特定不妊治療費助成事業が開始したのは平成16年ですが、本町の当該事業については平成29年度から開始いたしました。事業開始から令和元年までの3年間に当該事業を利用されたのは、実人員は23人、助成した延べ件数は55件でございます。また、県の過去5年間の事業の実績は、平成27年度が597件、28年度507件、29年度533件、30年度483件、令和元年度は481件となっております。また、今年度の現在までの件数は172件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、平成27年度から令和元年度までに多度津町の担当窓口が不妊治療について相談を受けた件数について質問いたします。また、平成30年度からスタートした子育て世代包括支援センターは、業務の一つとして不妊治療に対する相談業務が位置づけられていますが、センターで相談を受けたことはありますでしょうか。あれば、件数と内容について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町の担当窓口と子育て世代包括支援センターが不妊治療について相談を受けた件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

不妊治療についての相談につきましては、担当窓口である保健センターへは主に助成事業に関する問合せや申請の流れについて数件ございました。また、子育て世代包括支援センターで受けた件数は1件ございますが、治療についての具体的な相談ではなく、不妊治療で受診するための子供の一時預かり事業についての相談でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画の中で、第4章、子ども・子育て支援のための基本施策に不妊治療・周産期医療体制の充実促進として安心して出産できるよう、香川県の実施する特定不妊治療助成制度や本町の実施する多度津町特定不妊治療費助成事業等についての情報提供を行いますとあり、また国、県の動向を見ながら適切な時期に適切な治療を受けることができるよう制度の周知徹底を行いますとありますが、情報提供や制度の周知徹底をどのような時に、どんなタイミングで行っているのか質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の情報提供や制度の周知徹底をどのような時に、どんなタイミングで行っているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで当該事業開始時には町広報紙やチラシにより周知したほか、近隣の特定不妊治療を行っている医療機関へ依頼し、本町の方で治療を希望される方に対し、当該事業の利用について説明をお願いいたしました。天野議員のおっしゃるとおり、現在国において不妊治療費の助成制度を大幅に拡充することや不妊治療費の保険適用について検討されております。国や県の動向を注視しながら本町の事業や制度も柔軟に対応し、その都度町民に対し、町広報紙や町ホームページ等により広く周知し、保健センターや子育て世代包括支援センターにおいても情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

現在の情報提供や制度の周知徹底で十分だとお考えでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の再質問にお答えいたします。

確かに現在のところ、町ホームページ等、そういう媒体を通しての周知になっておりますが、子育て世代包括支援センターの活動も徐々に活発になってきて利用者も増えております。この問題、不妊治療につきましては、かなりプライバシーの関係もありデリケートな問題ですので、なかなか公に相談に来る方が今は少ないのかなと思いますので、このような相談件数になっていると考えておりますので、今後安心して相談を受け付けられるような窓口業務の体制を確立していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再々質問になります。

適切な時期に適切な治療を受けることができるようがあります。そのためには広く町民に制度があることを周知しなければならないと考えますが、今後もっと積極的な対応をお願いしたいとは思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、広く使いやすい制度となるよう、また必要な方が必要な時期に受けられるように今後とも保健センター、健康福祉課一同広めるような努力をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議員（天野 里美）

有難うございます。

これ再々再質問になります。私の手元にあります。こちらは丸亀市総務部人権課男女共同参画室が発行されたものです。遠くからは見えづらいと思うんですが、不妊治療と仕事の両立、そしてまた、こちらにも仕事と両立できない人が35%、詳しい数字までが明確にされた発刊紙でございます。こちらの情報誌によりますと、仕事と治療を両立できない人が35%いる、先ほどお話しさせていただきましたが、掲載されております事業者に対し、職場が柔軟な対応ができるように周知徹底を行う必要があるとは思いますが、多度津町としてどのように対応されているかをお答えしていただけますでしょうか、お願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員の再々再質問に答弁させていただきます。

丸亀市の方で周知の事例等、ご指摘がございましたが、多度津町の男女共同参画の担当といたしましては現在のところ、そういう積極的な周知等はできてございません。また、町内の状況等をまた調べた中で、またそういう啓発等を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の質問に詳しくお答えいただきまして有難うございました。

要望に入ります。

国は早急に制度を成立させようとしていますし、待機児童問題や男性の育児休暇など、子ども・子育てに関する環境の整備に拍車をかけようとしています。町は国の動きを待つだけではなく、国や県の動向を注視しつつ、国や県よりも先に町独自の政策をいち早く打つことが大切だと思います。不妊治療についても保険適用になるまでの

間、町独自の助成事業、例えば所得制限の緩和や不育症治療に対する助成、または不妊治療の助成対象を一般不妊治療にまで拡大するなど、長期的支援に立つばかりではなく、人口減少に歯止めをかける意味でも素早い対応を心がけていただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目、がん対策についてです。

日本において、がんは昭和56年、1981年より死因の第1位であり、平成27年、2015年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうち2人に1人が罹患すると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題であります。

国は、昭和59年、1984年に策定された対がん10か年総合戦略をはじめとして、がん対策に取り組む一方、平成18年、2006年6月にはがん対策の一層の充実を図るため、がん対策基本法を成立、平成19年、2007年4月に施行されました。また、同年6月にはがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第1期がん対策推進基本計画を策定いたしました。さらに、平成28年、2016年のがん対策基本法の一部改正を行い、法の理念にがん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者がその置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援、その他必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られることが追加され、国や地方公共団体は医療・福祉資源を有効に活用し、国民の視点に立ったがん対策を実施することが求められています。

がん対策推進基本計画は、このような認識の下に見直しを行い、全体目標をがん患者を含めた国民が、がんを知り、がん克服を目指すとし、実行期間を平成29年、2017年度から令和4年、2022年度までの6年程度を目安とし、平成30年3月9日に第3期基本計画として閣議決定しております。そして、基本計画における施策として、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生を3つの柱としています。

そこで、第3期がん対策推進基本計画の実行期間の折り返しを過ぎた現在、多度津町におけるがん対策の現状はどのようなになっているのか、ご質問させていただきます。

まず最初に、がん予防についてです。

世界保健機関によれば、がんの約40%は予防できるため、がん予防は全てのがん対策において最も重要で費用対効果が優れた長期的施策となるとあり、より積極的にがん予防を進めていくことによって避けられるがんを防ぐことが重要であると述べています。予防には、がんのリスクを減少させる1次予防と住民が利用しやすい検診体制の構築等、がんの早期発見、早期治療による2次予防があります。第3期がん対策推進基本計画では、国は全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%にするとありますが、多度津町の過去5年間の受診率はどのようなになっているのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町の過去5年間の受診率はどのようなになっているのかのご質問に答弁を

させていただきます。

本町の過去5年間のがん検診受診率につきましては、職域で実施するがん検診や個人で受診する受診者数を把握することが困難であり、町全体の受診率については把握していないため、本町が実施するがん検診の受診率についてお答えいたします。本町の受診率は、過去5年間、全てのがん種において、国及び県の平均受診率を上回っております。毎年公表される地域保健健康増進事業報告によりますと、最新の報告対象である平成30年度では、胃がん検診は国の平均を6.2ポイント、県の平均を5.2ポイント、大腸がん検診は国の平均を4.8ポイント、県の平均を2.5ポイント、肺がん検診は国の平均を5.1ポイント、県の平均を3.2ポイント、乳がん検診は国の平均を12.6ポイント、県の平均を7.5ポイント、子宮頸がん検診は国の平均を3.9ポイント、県の平均を2.0ポイント上回っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続いて、受診率向上対策の取り組むべき施策として、市町村は当面の対応として、検診の受診手続の簡素化、効果的な受診勧奨、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備、受診対象者の名簿を活用した個別受診勧奨、再勧奨、かかりつけ医や薬局の薬剤師を通じた受診勧奨など可能な事項から順次取組を進めるとあります。また、第6次多度津町総合計画においても、重点取組事業としてがん検診受診率向上やがんの早期発見に向けた啓発とありますが、町としては受診率向上に向け、具体的にどう取り組んでいるのかご質問させていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町として受診率向上に向け、具体的にどう取り組んでいるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

受診率向上に向けた取組として、がん検診対象となる年齢全ての町民に対し、健診受診調査票を郵送にて送付し、翌年のがん検診受診の希望者を取りまとめ、申込者にはがん検診ごとに個別案内にて受診勧奨をしております。健診未受診者に対しては、再度案内文書を送付し、受診勧奨をしております。また、受診者の利便性を考慮し、平日の健診だけでなく、休日健診や医療機関で受診する施設健診の充実など、できる限り多くの方が受診できるよう、環境整備にも努めております。今後がん予防についての広報周知や職域や医療機関等関係機関と連携しながら、受診率向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、がん教育についてです。

がん対策基本法第32条には、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における

がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるもの」とされており、平成24年、2012年に策定された第2期がん対策推進基本計画では、学校におけるがん教育は、令和2年、2020年度に小学校、令和3年度に中学校、令和4年度に高校でがん教育を実施することが明示されています。健康については、子供の頃から教育を受けることが重要であり、子供が健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切であると思います。

昨年度、文部科学省は平成30年度におけるがん教育の実施状況調査を行い、令和2年2月21日にその調査結果を公表していますが、それによると小学校では56.3%、中学校では71.4%、高等学校では63.7%が実施しているということです。また、香川県では平成23年、2011年10月に香川県がん対策推進条例を策定し、その第14条にがん教育の推進を定め、平成26年、2014年3月に香川県がん教育の手引書とがん教育プログラム教材をDVDで発刊し、各校に配布しております。

令和元年度、多度津町内の学校教育におけるがん教育の取組状況を質問いたします。

教育長（三木 信行）

天野議員の多度津町内の学校教育におけるがん教育の取組状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては、中学校では保健体育の時間に保健体育科の教員が、小学校では主に6年生の保健学習で学級担任が主となり、香川県がん教育の手引きや保健の教科書を用いてがん教育を行っております。がんについて、子供たちはがんは恐ろしい病気や治らない病気というイメージだけが先行することがあります。そのようにならないために子供たちががんについて正しく理解し、自分自身の生活を見直したり、改善したりできるようにがんについて専門的な知識を持っている養護教諭がサポートをしながら授業を行っております。がんを克服した人の体験談やがんにならないための予防法を学び、現在の自分の生活と重ねながら、未来の健康について考えられるようにしております。

がん教育を行う際には身近にがんを経験した人がいたり、がんにより家族を亡くしたという経験をしたりしている子供がいることもあるので、個別の心情面にも配慮をしながら行っております。がん教育を通して命の尊さ、そして病気に立ち向かう人の勇氣と努力を知り、自分自身の未来の健康について考えられる子供たちを育成していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

第3期がん対策推進基本計画では、医師やがん患者、経験者等の外部講師を活用し、子供にがんの正しい知識やがん患者経験者の声を伝えることが重要であるとしていま

すが、外部講師の活用はどうなっていますでしょうか。いなければ、また今後活用するお考え等とかをお伺いさせていただきたいと思います。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、外部の方を招聘してということですが、多度津中学校におきましては県のがん教育を推進する看護師をゲストティーチャーに招いて実施をしております。それから、喫煙防止教室、これもがんに関係するのであるんですけども、これは小・中学校で実施をしております、特に中学校では1年生で実施をしております。禁煙外来を行っている医師を呼んで講習会を行っています。私はよく生徒には、たばこを吸わない人生をぜひ選びなさいという風に強く話をしております。小学校のほうは、中学校のようにゲストティーチャーを招いてというとか、そういうところの制度がありませんので、学校ごとに探してきて呼ぶということになっております。がん博士になろうとか、ガンダーをやっつけると、そういった香川県に用意していただいた教材ですが、それで学習をしております。

ここに1つゲストティーチャーを招いた時の学習によって行った中学校3年生の学習の後の記録があるので少し紹介いたします。これは30年後の自分へというようなことで感想が残っております。食生活、たばこ、飲酒はしていませんか、きちんと健診は行っていますか、もしがんになっているならば、30年後です、治療をきちんとして下さい、がんになっていないのならば、ならないようにこれからも気をつけて下さい、こういう感想に対して、家庭に持ち帰ってお母さんの方がこんな風な言葉を残してくれています。がんは身近な病気となっています、将来はもっとよい治療ができるようになってきていると思います、病気にならないためにも健診や日常生活を正しくして、健康を心がけていきたいです、母よりというような言葉が残っております。

いずれにしても、県の方のスライド教材等を活用しながら、今最も大切にしていることは、児童・生徒にとって自分のこととして考える学習をすることと、がんをゼロにすることはできませんので、そして治療できる疾病であるということを踏まえ、がん患者を支える社会の実現の必要に気づかせることということを今大切にしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

本当に素晴らしいですね。有難うございました。

続きまして、次の質問に入ります。

第3期がん対策推進基本計画では、地方公共団体は学校におけるがん教育だけでなく、がんに対する偏見の払拭や国民全てに対する健康についての啓発につながるよう、民間団体や患者団体等の協力を得ながら、がんに関する正しい知識を得る機会を設けるとあり、社会教育や就労支援など地域におけるがんとの共生社会を実現させる

ことが重要であるとしています。

社会教育や就労支援、がんとの共生社会について、何か取り組んでいることがあるのか、あればその内容について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員のがんとの共生社会について何か取り組んでいることがあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、がんに関する正しい知識を得ることにより町民の健康増進やがんに対する偏見を払拭させることに繋がると考え、様々な取組をしております。まず、毎年度7月から翌2月にかけて毎月健康づくりに関する題材を取り上げて開催する健康づくりセミナーに医師を招き、ご講演いただいたり、今年度は中止になりましたが、毎年開催している健康フェスタにおいてパネル展示するなど啓発活動を実施しております。また、平成30年7月には女性特有のがんについて専門医や薬剤師による講演会や健康相談を行う女性の健康セミナーを開催し、約400人の方に参加いただきました。また、9月のがん征圧月間や10月の乳がん啓発月間には町広報に関連記事を掲載、がん検診案内時にはがん予防の重要性を記載した案内文を送付するなど、日頃から機会を捉え、広報周知に努めております。今後、社会教育や就労支援については関係課と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、総合的かつ計画的にがんとの共生社会を実現してくためには、がん対策に関する条例の制定も大きな手段ではないかと考えます。令和2年6月15日現在ではありますが、都道府県では41道府県で、市区町村では34市区町で制定しています。四国の市町村では、平成31年に松山市が条例を制定しています。多度津町として、条例制定についてどう考えているのか質問いたします。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員のがん対策に関する条例制定についてどう考えているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員のおっしゃるとおり、がん対策に関する条例にはがんの予防及び早期発見の推進、がん患者に対する支援やその他のがん対策に関する施策の基本となる事項などが盛り込まれ、これを制定することにより、がんとの共生社会の実現に大きな手段であると考えられております。県内におきましては、平成23年に県が香川県がん対策推進条例を制定しているものの市町で策定している自治体はありません。本町におきましては、今後他市町の策定状況を見ながら検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

要望に入ります。

がんはどの世代も罹患する可能性があり、また高齢者になるほど罹患する確率が高くなります。死亡原因の第1位であり、国民の約2人に1人が罹患すると推計されています。小児、AYA世代、高齢者といったライフステージに応じたがんへの対応ができる医療の問題だけではなく、小児、AYA世代のケアは家族に依存しており、高齢者の場合は認知症による意思決定の問題、就労可能年齢の治療と仕事の両立など、様々な社会的問題を抱えています。他市町村の状況だけではなく、積極的にがん条例に取り組んでいただけるよう要望いたします。また、がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現できるよう、チーム多度津を目指して積極的にがん対策に取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、防災対策についてです。

去る11月3日午後7時前に多度津町佐柳島において17年ぶりに火災が発生し、幸いに人的被害はなく、また山火事になることもありませんでしたが、住宅や隣接する空き家などを合わせて6棟が全焼する大きな火災になりました。当日は風が強く、多度津町消防署が応援に駆けつけることが難しく時間がかかり、地元の消防団と地元住民での対応のため、鎮火するのが難しかったと聞いております。少子・高齢化の進んでいる今回の離島での火災は、今後少子・高齢化に拍車のかかる多度津町において大きな教訓にしなければならないと思います。

そこで、質問です。

今回の火災発生から鎮火に至るまでの状況について質問いたします。お願いいたします。

消防長（阿河 弘次）

天野議員の火災発生から鎮火に至るまでの状況についてのご質問に答弁させていただきます。

去る11月3日に佐柳島で発生した建物火災に係る消防活動について、時系列にてご説明申し上げます。11月3日18時52分、中讃消防指令センターに佐柳島長崎で建物が燃えていますという一報が入電しました。19時7分、中讃消防指令センターに佐柳島の島民より、火元住民は避難しており、逃げ遅れはありませんの連絡が入りました。同7分、民間海上タクシーに佐柳島へ渡航するため電話をかけましたが、電話が不通でございました。19時9分、坂出海上保安署へ佐柳島への渡航のため支援を要請いたしました。20時30分、坂出海上保安署の巡視艇、多度津港東港町岸壁に到着いたしました。20時50分、資機材及び職員11名、佐柳島出張所職員1名、警察官2名を乗せて多度津港を出港いたしました。21時30分、佐柳島本浦港に到着いたしました。21時48分、消防隊現場到着、活動を開始いたしました。22時52分、火勢を鎮圧いたしました。翌11月4日3時34分、鎮火、その後も朝まで残火処理を継続いたしました。火災当日の11月3日は高松气象台により、17時35分に海上強風警報、瀬戸内海では北西の風が強く、最大風速35ノット、18メートルが発令されておりました。また、高松地方

気象台多度津観測所のデータでも、夕方から夜中にかけて10メートル強の風が継続的に観測されております。

以上が鎮火に至るまでの時間経過でございます。なお、焼損面積につきましては出火建物1棟、出火建物南の空き家、母屋と別棟のお風呂場の2棟、出火建物南西側の空き家、母屋と別棟の物置の2棟と出火建物西側の神社の1棟、計6棟で合計面積247.9平米でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

今回、火災発生から鎮火にまで多くの時間がかかりました。そこには人の問題、離島という環境の問題、社会的資源の問題がそれぞれにあると思いますが、その点どうお考えでしょうか。

消防長（阿河 弘次）

天野議員のそれぞれの問題点があるが、どのように考えているかのご質問に答弁させていただきます。

人的な問題点につきましては、令和2年11月1日現在、多度津町佐柳島に住民票がある住民は51世帯、67名で、男性が28名、女性が39名でございます。69歳以下の住民は6名で、そのうち男性が2名で、その2名は消防団員でございます。70歳以上の住民は61名で男性26名、そのうち4名は消防団員です。現在の消防団員数は佐柳島出張所の職員を含め7名でございます。新規入団者も若年層の島民がいないため、入団に至らず、佐柳島の消防団員の減少と高齢化が最大の課題でございます。

次に、離島という環境の問題点につきましては、消防職員が常駐しておりませんので、初動態勢につきましては消防団員の力に頼らなければなりません。また、災害が発生した場合には船舶を利用して消防職員が向かうことしかできず、今回のように強風下における渡航など、天候に左右される可能性が大きく、坂出海上保安署の巡視艇でも海上走行については容易ではございませんでした。

最後に、社会的資源の問題につきましては、島民の方々は相互扶助の意識や防火意識が大変強く、少しでも火災の発生をなくすために住宅の電化に努めているとお伺いしております。島内における電化率の調査をしたことはございませんが、電化を進めていくことも火災を減らす要因の一つであると考えます。また、自治会内で定期的に消火訓練や災害に対する認識を共有するなど、さらに防災意識を高めることも大切だと考えます。離島での生活の安心・安全を求めていくには町全体で支援を行っていく必要があると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きましてですが、今回の火災では佐柳島の住民がポンプを動かすのに時間がかかったというお話をお聞きしています。また、佐柳島に新しい設備が導入されるとも聞

いております。この話から、多度津町消防署と各多度津町消防団との連携が常に必要だと感じました。そこで質問ですが、ポンプ操作などを含む消防署と消防団との合同訓練は行っているのでしょうか。行っているとすれば、どのような内容で行っているのかお答えいただけますでしょうか。

消防長（阿河 弘次）

天野議員の消防団との訓練等は実施しているのかのご質問に答弁させていただきます。

消防団におきましては、定期的に機械器具の点検等を実施しております。また、予定ではございますが、来年度消防屯所の一部を改修して小型動力ポンプ積載軽消防自動車の配置を計画しております。消防団との合同訓練につきましては、総合訓練と消防ポンプ操法を交互に実施しておりますが、島嶼部の分団につきましては団員が島を不在にすることができず、また高齢のため、見学にとどまっております。今後、島嶼部の分団と相談しながら訓練を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、今までにも必要に応じて様々な消防相互応援協定を締結してきましたが、今回海上保安庁の応援を受けたことを踏まえ、新たな応援協定を締結することが必要ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。お願いいたします。

消防長（阿河 弘次）

天野議員の新たな応援協定を締結する必要があるのではないのかご質問に答弁させていただきます。

大規模災害等における応援につきましては、香川県消防相互応援協定、香川県防災ヘリコプター応援協定など、各関係団体と協定を締結しております。今年の5月には坂出海上保安署と多度津町の行政区域内の海域及び海域に隣接した場所並びに島嶼部の災害における協定を締結しております。また、火災当日、たどつ汽船より支援の申出がありましたことから、今後も必要とする団体との協定の締結を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございました。

要望に入ります。

今回の火災は幸いにも人的な被害はありませんでしたが、今後少子・高齢化が進んでいく多度津町において、自然災害を含めた防災の在り方について考えさせられる機会と感じました。多度津町における防災行政をより積極的に取り組み、町民に対して安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていかなければなりません。20年、30年先を見据えた多度津町の防災について、チーム多度津が1つになり、町として取り組

むべき課題、自治会として取り組むべき課題、町民一人一人が取り組むべき課題を整理して、今から取り組んでいかなければならないのではないかと思います。その点、要望させていただきます。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美 議員の質問を終わります。

次に、9番 小川 保 君。

議員（小川 保）

失礼します。9番 小川 保です。

本日は、1、人口減少の中、多度津町の経営について、2、マイナンバーカードの普及促進について、以上2点について一問一答にて質問をいたします。よろしくお願いします。

まず、1点目、人口減少の中、多度津町の経営について。

全国的に少子・高齢化の後に人口減少が深刻になってこうとしております。本町においても同様であります。この難題をクリアすることは容易ではありません。

質問です。多度津町の10年後、20年後、30年後のこの人口減少の厳しい将来を見据えて、多度津町の経営計画をいかようにしようと考えておられるのでしょうか。概略を箇条的に簡単にご披露下さい。お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の人口減少の中、多度津町の経営についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、本町の人口は少子・高齢化などによる減少傾向が続いており、また現在の年齢別の人口構成を勘案いたしますと、今後さらに人口の減少幅が大きくなっていくことは避けられず、これに起因して引き起こされるであろう地域経済の縮小や税収減などの諸課題に適応し、地域を持続させていくための体制づくりは本町においても喫緊の課題だと認識をしております。

議員ご承知のとおり、本町では本年3月に将来の人口推計と目標人口などを示した多度津町人口ビジョンの改定を行うとともに、今後の本町の経営に関わる計画の一つであります第2期たどつの輝き創生総合戦略を策定いたしております。この戦略の中で掲げております「たどつのゲンキを創る」、「たどつとツナガル人を創る」、「たどつにスマタイ人を増やす」、「たどつのミライに向けて挑戦する」という4つの基本目標はそれぞれ地域経済の活性化、様々な主体の連携による地域課題解決の推進、定住人口の維持、未来に向けたチャレンジの継続という今後の地域経営方針を表したものでございます。総合戦略の中ではSDGsという考え方にも触れておりますが、効果検証等に基づく既存事業の整理や各種分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進、公共施設等の統廃合などと並行して総合戦略で掲げた方針に基づく事業

に取り組むことで持続可能な地域の体制づくりを進め、町の人口が減少しても町民一人一人が幸せに暮らせる多度津町を目指して今後も取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先ほどの町長のご答弁の中のDX、デジタルトランスフォーメーションの簡単な説明を私の方からさせていただいておきます。

デジタルによる改革、ITの進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開してコスト削減、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策であると、これは経済産業省からの提唱です。

少し余談の話をいたします。ちょっと長いですが、お許し下さい。

日本全体、世界全体の人口変遷とそれによる考え方は、国によってその傾向など様々です。日本はといえば、次のように考えることができます。

国際競争力の低下と少子・高齢化が再三叫ばれる一方、多くの日本人は自国を大国であるとなぜか信じております。しかし、統計的に見れば、むしろ小国になりつつある状況です。世界で200近くの国家が存在しますが、人口1億人を超えている国は中国、インドはもちろんですが、それに続いてアメリカ、インドネシア、ブラジル、パキスタン、バングラデシュ、ナイジェリア、ロシア、そして日本が10番目です。その後、メキシコ、フィリピン、これらの国々は日本を除いて今後も1億人を超えていることでしょう。

それに比べて2020年、本年の日本の総人口は約1億2,600万人、2008年に1億2,800万人を突破したのをピークに人口は減少傾向に入りました。厚生労働省の調査によると、2019年に生まれた子供の数は86万4,000人で、統計開始以来、初めて90万人を割りました。このまま出生数の低下が続くと、2100年の日本の総人口は5,000万人を切っていく、僅か80年間で8,000万人もの減少が予想されておると。こうなると世界では、日本は人口的には小国と捉えるのがノーマルでしょう。しかし、こんな状況であろうと、1人当たりの生産性を上げていくこと、世界の国々と交渉を活発に行うなどすれば、まだまだ豊かな状況を維持できていけるのではないのでしょうか。

さて、こんな中、本町の場合、ホームページの住民基本台帳人口によりますと、2010年4月1日時点で2万3,742人、ただしこのほかに外国人住民が631人登録されており、合計で2万4,373人、そして2020年4月1日時点では2万2,235人、外国人住民が1,148人、合計で2万3,383人です。日本人だけの人数を見れば、2万3,742人に対して、10年後の本年では2万2,235人と1,507人の減少となっております。外国人居住を含めると、町全体では990人の減少となっており、このレベルの減少にとどまっているのは産業に付随した外国人労働者の転入が寄与してのことと考えられます。

さて、この状況を43の地区別に比較しますと、増加している地区が南鴨、道福寺、三

井、東港町、西港町、栄町3丁目、堀江4丁目、幸町、北鴨2丁目の9地区、残りの34地区は大なり小なり減少です。この9地区の増加要因は産業に付随した社宅の整備により入居、また土地の確保が容易で新築に適している地区、そして重要なのは道路整備でしょう。県道205号線（多度津丸亀線）が県道25号線（善通寺多度津線）と県道212号線（多度津善通寺線）を結ぶ区間で供用開始されることを予想したことなど種々考えられます。このことから、道路整備は人や物の移動、産業活動など、地域経済の活性化に大いに寄与されると期待されております。

以上のことを踏まえて再質問をさせて下さい。先ほどの町長のご答弁に対して、どんなでも結構ですが、お答えいただけたらと思います。

喫緊の課題である地域経済の縮小や税収減など、厳しい状況が予想されていることのお話がありましたが、その起因となる多度津町の人口予測は10年後、20年後、30年後にはどのように変化しているのでしょうか。厚労省の全国人口推移予測について、また沿って可能なレベルでよろしいのでお話しいただきたいと思います。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

本年3月に改定いたしました多度津町人口ビジョンにも推計値を一部記載しておりますが、国勢調査を基としている国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計方法を用いて算出したしました本町の将来人口は、10年後の2030年時点で2万2,031人、20年後の2040年時点で2万703人、30年後の2050年時点で1万9,329人でございます。同ビジョンでは40年後の推計値も掲載しており、40年後の2060年時点での推計人口は1万7,990人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。予測はもちろん予測ですが、捨ておけない状況は共通認識だと感じております。

さて、先ほどのご答弁についての2つ目の再質問でございます。

第2期たどつの輝き創生総合戦略としてお話があった「ゲンキ」、「ツナガル」、「スミタイ」、「ミライ」という4つの基本目標を掲げ、それはおのこの経済の活性化、主体の連携による地域課題解決の推進、定住人口の維持、未来に向けたチャレンジの継続という今後の地域経営方針を表しているとのことでしたが、残念ながら方針は具体案ではありません。もう少しお話しいただけたらと存じます。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、本年3月に策定いたしました第2期たどつの輝き創生総合戦

略には4つの基本目標に沿った形で17の施策と延べ53の具体的な取組を掲載しております。一つ一つの取組内容についてこの場でご説明申し上げることは時間を要しますので、割愛して答弁をさせていただきます。

1つ目の経済の活性化に向けた具体的な取組といたしましては、雇用の安定、創出とまちのにぎわい創出を目的とした事業である官民協働で取り組むタウンプロモーション事業や企業誘致、創業支援などに取り組んでまいります。

2つ目の様々な主体による地域課題解決の推進に向けた具体的な取組といたしましては、町民、民間企業、行政などの協働推進と関係人口創出を目的とした事業である町内事業者との連携によるふるさと納税の推進や官民協働・共創の場づくりなどに取り組んでまいります。

3つ目の定住人口の維持に向けた具体的な取組といたしましては、出生数の増加と住みやすい多度津町の実現を目的とした事業である各種子育て支援事業や空き家の利活用促進、防災体制、住環境の整備、交通利便性の向上に取り組んでまいります。

4つ目の未来に向けたチャレンジの継続に向けた具体的な取組といたしましては、本町の持続的な発展を目的とした事業である、仮称ではありますがまちづくり公社の設立や合田邸の保全、利活用促進事業などに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。先ほどのご答弁のまちづくり公社、仮称でありますがこの設立、それから合田邸の保存、利活用促進事業に取り組むとご答弁がありましたが、この中のまちづくり公社の設立、この目的と、それから合田邸の保全、利活用事業のこの2つの関連、いかがでしょうか。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、まちづくり公社の件でございますが、今百十四銀行のお力もお借りいたしまして検討をしております。この組織といたしましては、行政ではなかなか行うことが難しい部分がございますので、それを外部団体として公社を設立し、民間と協働でまちづくりを行っていく団体を設立しようと考えております。もちろん、行政が離れるわけではございませんので、行政は後押しをするような形で関わっていくということで、独自で行動できるような組織をつくっていきたいと思っております。また、合田邸の保全活用につきましては、今検討会を開いておりまして、小川議員さんの方にも地元の代表として委員として参加していただいておりますが、この検討を継続して行った中で今後はどういう活用をするかをまず決定し、そのためにはどういう保全をしていく、どういう改修をしていくということを今後検討、決定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございました。先ほどの合田邸の検討委員会、私も自治会の代表として参加させていただいておりますけれども、やはり住民の方々にこの中間報告なりを準備をしていただいたら非常によろしいかなと思います。

ここで皆さん方もご承知の時事通信社の地方行政の本、これが毎週2回出ておりますけれども、その中に特筆すべき事項が書かれておりましたのでちょっと申し上げておきます。

コーナーは「一家言」のコーナーです。そのタイトルが移住しない自由というタイトルでした。これを読ませていただくと、私ども地方の人間にとってはショッキングな事柄なんですけれども、コロナウイルス関係でオフィスの在り方、リモートワークですね、そういったもので在り方が変化しておりますから、むしろ地方におっても仕事ができるんでないかという風な事柄が書かれております。ただ、そう言いつつも、都市に住む20歳から39歳の女性に意見を聞いてみると、通勤の必要がなくなっても移住はしないと口をそろえると、その理由を問うとこんな答えが返ってきた。移住したら子供を産め、ちゃんと育てろだけじゃなくて仕事をして税金を納めろ、地域コミュニティーの担い手になれとか、様々な要求が来るに決まっています。そんなストレスを受けることが分かっているのになぜ移住しなければならないのですかと、つまり移住しない自由ということで「一家言」のコーナーにありましたので、紹介させていただきます。

さて、先ほどの私の余談に関連して、町内の幹線道路など、道路計画について改めて質問いたします。

ご承知のとおり、県道205号線の西進工事の開通が近々と聞いておりますが、土讃線を跨ぐ部分の供用開始はいつ頃になりますか詳細をご教示下さい。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の県道205号線の土讃線を跨ぐ部分の竣工、供用開始はいつ頃になりますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県で整備を進めております県道205号線多度津丸亀線は県道25号線善通寺多度津線交差点から土讃線を跨ぎ、庄八尺地区の買地池東側の路線である町道55号線との交差点までの区間約600メートルのバイパス工事の施工につきましては、県に確認したところ、全ての工事を発注しており、今年度末の完成、供用開始を目指して鋭意工事を進めているとお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

県道212号線との交差点以西の進捗の程度、これはいかがでしょうか。今後の関わり方など、お見通しをお示し下さい。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の県道212号線との交差点以西の進捗についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県道212号線多度津善通寺線交差点から以西の県道205号線多度津丸亀線の進捗状況につきましては、県道217号線西白方善通寺線交差点までの約1,600メートルが未整備区間でございます。未整備の区間につきましては、道路幅員が狭く、車両等の交通量も多い道路であり、小・中学校の多くの生徒が通学している通学路にもなっていることから、町としては非常に優先度の高い道路整備であると考えております。県に進捗状況について確認したところ、現段階では道路整備等のスケジュールについては未定とのことでありましたが、道路利用者が安心・安全に通行していただけるよう、今後も県に対し、県道205号線多度津丸亀線について早期に整備していただけるよう強く要望をしましてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

先ほどの212号線との交差点以西の進捗ということで質問させていただきました。これは要するにドラッグストアザグザグ、あの辺りの交差点から西白方の岡の交差点、あそこまで抜ける道が非常に進んでおらんということで質問させていただきました。鋭意、強く要望するということでございます。それについては、しっかりと要望をしていただいて、特に今から質問いたしますけれども県と町と地元の方々と三者協議会を設置して整備を早く開始できるよう努めるべきかと思っておりますが、いかがでしょうか、お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の県と町と地元の方々と三者協議会を設置して整備を早く開始できるよう努めるべきについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、当道路は優先度の高い道路整備であり、地元からの整備の要請が高い道路につきましては県道整備の早期着手、整備に向け県と町と地元の方々と三者協議会の設置などを検討し、町民の方々がより安心・安全に利用できる道路の早期整備に向け、県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

先ほどの最後の方にありました、県に対し強く要望してまいりたいということですが、もちろんこれは県道として道路をお願いするということですから、強くお願いせないかんですけれども、しかしこの道を実際に使って益を得る、受益者とすれば、町でなかろうかなと思います。つまり、先ほどの要望で県に県にという風にあり

ましたけれども、例えば三者協議会を立ち上げる提案でも、その言い出しは町が行うべきでないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、県道は町にとって大きな影響のある大変大切な道路整備だと考えております。それについては、町としても積極的にこの事業に対し、また地元と協議しながら県と連携を図り、整備に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございました。強くお願いをしたいと思います。

次に、浜街道の白方トンネル工事やそれに隣接、接続する町道整備など、これらの開通供用により交通の流れが激変すると期待されておりますが、その供用開始時期、区間など詳細をお示し下さい。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の浜街道の白方トンネル工事やそれに隣接、接続する町道整備など供用開始時期、区間などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県で整備を進めております西白方地区から見立地区までの約3キロメートルの県道丸亀詫間豊浜線さぬき浜街道バイパス工事の白方トンネル本体工事につきましては、本年11月末に竣工し、現在照明施設などトンネル内の設備工事を行っております。また、バイパス全区間の供用開始時期につきましては県より暫定2車線で令和3年度内の事業完了を目指し、鋭意工事を進めていると聞いております。

次に、町道整備につきましては、さぬき浜街道と県道多度津丸亀線を結ぶ地域振興を目的としたアクセス道路として平成8年度より町道342号線、川西阿庄線の道路整備を進めております。全整備延長1,055メートルのうち、県道多度津丸亀線から白方小学校通学路であります町道30号線までの区間459メートルにつきましては、既に供用を開始しており、町道30号線からさぬき浜街道までの区間、596メートルの道路整備を進めているところであります。また、整備中の区間のうち、さぬき浜街道に伴う側道工事として重複する区間の295メートルにつきましては県と町で費用負担など施工協定を締結しており、県において施工することとなっており、それを除く301メートルの舗装工事、約1,716平米を今年度施工する予定にしております。町の事業施行分の区間につきましては今年度で全て完成する予定となっております。また、町道川西阿庄線の未供用区間の供用開始時期につきましては、県との重複工事の進捗状況及びさぬき浜街道の供用開始時期を見ながら決定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

本町の人口形態は、地区別には増加の地区もあれば減少の地区もあり、総じて減少状況です。こんな中、人口が増えている地域の学校の教室や関連設備などを整備しつつ、減少地区においては既存の設備を生かしながら工夫していくなど、町としてのバランスを取っていかなければなりません。しかし、増加している地区とはいえ、近い将来にはその地区も減少に転じることが予想されます。つまり、全町的に見て、全ての地区で生徒数は減少することです。以前、私ども議会にお示しいただいた財政状況は、向後非常に厳しくなる内容でありました。この上の施設設備は学校といえども慎重に進めていかなければなりません。

これは要望です。要望は3つあります。

1つ目、かつて幼稚園、小学校数の適正化を十分議論されましたが、今は状況が劇的に変化しております。改めて10年度の財政状況、人口状況などを鑑みて、幼・小の適正化を再検討、議論をし直していただきたい。

要望2つ目、道路整備、下水道保全など、今後経済活動に大に関係する部署のデータ管理を紙ベースではなくIT化によって合理的に管理する。

要望3つ目、そして幼稚園、小学校数適正化と併せて全町的に総合的に検討するチームが必要かと思います。このチームは総合的に経営計画のみを専門に行う局としていただけるとありがたい。ぜひご検討をお願いいたします。

次に、2点目、マイナンバーカードの普及促進についてを質問いたします。

当制度については、政府の方々がその折々の想定で制度案を表明されておりましたが、そのことがまた現場を混乱させていることでもありました。しかし、本件は節度ある利用によっては非常に重要な場面において迅速対応ができ、また取り違いミスも防ぐなど、たくさんの有用な制度でもあります。

ここで質問です。

この制度の骨子と時系列の流れ、そして現在の決定している制度内容と金融機関口座との関連など、ご教示をお願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員のマイナンバーカード制度の骨子と時系列の流れ、制度内容と金融機関口座との関連についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカード導入の経緯といたしましては、より公平な社会保障制度や税制の基盤として、また情報社会のインフラとして住民の利便性の向上や行政の効率化といった目的の下、マイナンバー制度が開始されております。

例えば所得把握の正確性の向上により、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担、分担の公平性がより一層確保されることや、行政の効率化による行政コストの削減や様々な手続において従来求められてきた添付書類が削減されるなど今後も様々なメリットが生まれることが期待されております。

時系列に並べてみますと平成25年5月、マイナンバーに関する法律が成立し、平成

27年10月5日の施行に伴い、同年10月よりマイナンバーの通知カードが郵送され、同封の個人番号カード交付申請書によりマイナンバーカードの申請受付が開始されております。マイナンバーカード導入以前には住民基本台帳カードが自治体の発行する本人確認書類として発行されておりましたが、マイナンバーカードにはＩＣチップに利用者証明用電子証明書が登録されたほか、住民基本台帳カードに比べて改ざん防止等、セキュリティが飛躍的に高まりました。さらに平成29年11月から住民個人ごとのポータルサイト、マイナポータルの本格運用が開始され、児童手当など子育てや介護をはじめとする行政手続がオンラインで申請できるようになっております。また、本町では平成31年4月よりマイナンバーカードを用いて全国のコンビニから住民票の写しや戸籍の証明書の交付を行うサービスを開始しております。さらに、今年9月からは消費活性化策としてのマイナポイントが開始されたことに加え、令和3年3月からはマイナンバーカードの保険証としての利用も開始予定となっております。

金融機関との連携につきましては、現在制度として確立はされておきませんが、新聞等の報道によりますと義務化は見送り、任意で1人1口座を登録し、経済対策や災害時の給付金などで申請手続の簡素化や迅速な給付につなげるといった内容で、来年の通常国会に関連法案が提出される見込みであるとの報道がされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

そんな重要な制度にかかわらず、申請取得している住民の率は多度津町のみならず、香川県内各自治体におきましても非常に少ないことが確認されておりますが、8市9町の取得率はいかようになっておりますでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員のマイナンバーカードの8市9町の交付率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

8市9町の交付率でございますが、直近のデータで申しますと、令和2年11月1日現在、県内の平均が19.62%となっており、最も交付率が高いのが善通寺市で22.65%、最も交付率の低いのがまんのう町で16.78%、本町につきましては18.59%で、交付率の低い方から6番目となっております。また、全国平均が21.83%となっておりますので、県全体として見た場合でも交付率は全国の都道府県の中で低めの傾向となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

全国にしろ、香川県内にしろ、ほぼほぼ2割前後という取得率、これは非常に厳しい数字ですね。先だって菅総理が令和4年度末にはほぼほぼ全員に行き渡るようにと

いう非常に厳しいお達しが出ておりますが、どんな手段、方法で促すのでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員の菅総理の目標を達成するための手段、方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、菅内閣総理大臣が令和4年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の発言を受けて、政府としてはマイナンバーカードの利便性を高めるとともに、安全性についても今後集中的に周知広報をしていくとの通知がございました。新聞等の報道では、国のマイナンバーカードの普及策などを検討する作業部会等において、運転免許証との一体化やスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載などが検討されているようでございます。国が既に決定している方策といたしましては、令和2年12月からQRコード付きの交付申請書をマイナンバーカード未取得者の住民宛てに順次送付し、マイナンバーカードの申請を促すことになっております。本町といたしましては、2月に町福祉センターで実施している住民税等の申告会場に出向き、職員が写真撮影を行い、オンラインでマイナンバーカード申請補助を実施するほか、来年度より申請交付窓口の増設や休日、夜間の開庁、また希望のあった町内企業や自治会へ出張して申請補助を行っていくなど、普及促進策の検討が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

窓口の住民環境課におきましては、国からの指示どおり取得促進などの成果を上げるためには、法的な措置、罰則あるいは他の方法など、もしかして要望があるんじゃないかと思っておりますので、もしありましたらお願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員の国からの指示どおり成果を上げるために必要な法的措置等の要望についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、住民の意思による申請に基づき発行するカードであることから、自治体単位でできる普及促進策には限りがあり、現実的には国の求める目標値を達成することはかなり厳しいのではないかと思います。国が検討しております運転免許証との一体化やスマートフォンへの機能搭載などといったマイナンバーカードの利便性を高めることはもちろん重要ではございますが、それだけでは国の目標である交付率ほぼ100%という数字を達成することは難しいのではないかと思います。例えば、国がカード作成を義務化する、もしくはそれに近い施策がなければ、全ての住民にマイナンバーカードを行き渡らせるということは難しいのではないのでしょうか。

しかし、今後マイナンバーカードの交付が急激に増加することは間違いありません。

そのため、交付窓口の増設やそれに伴う職員増員の必要がございます。これまでも地方から国への要望といたしまして、マイナンバーカード関連事務に係る補助金の増額が度々上がっていましたが、今年度より補助金が大幅に増額される予定との通知が来ておりますので、こうした補助金を活用し、円滑なマイナンバーカードの交付体制の整備を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

そんな中、11月28日の四国新聞に次のような記事が紹介されておりました。政府は27日、金融機関口座とマイナンバーの紐づけ義務化を見送る方針だとか。本制度は個人にとっても、行政にとってもメリットもあるかと思いますが、改めて整理してお話いただければと存じます。よろしく。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員の金融機関口座とマイナンバーカードとの紐づけ及び本制度のメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードと金融機関口座との紐づけにつきましては、新型コロナウイルス対策として1人10万円の特別定額給付金が給付された際に、マイナンバーカードによるオンライン申請が導入されたことをきっかけに議論が始まりました。当時の報道等でもありましたように、オンライン申請が逆に給付の遅れに繋がるなどの混乱を生じさせたため、政府としては事前の口座登録により災害時などの迅速な現金給付に繋がりたいとの考えや児童手当や生活保護などの給付に広く活用したいとの考えがあるようでございます。口座を持たない人への対応や小さな子供の口座の登録をどうするか、情報セキュリティ対応の強化など義務化の実現には課題が多かったことから、今回見送りの方針となったようでございますが、任意であっても口座登録が可能となれば、各種給付金の手続がマイナンバーカード1枚で済むことになり、円滑な給付に繋がるのが期待できます。

改めまして、マイナンバーカードにはオンライン申請からの給付、民間のオンライン取引による本人認証、証明書等のコンビニ交付、健康保険証としての利用など今後さらに国の施策として制度が拡充していくことによる住民サービスの向上が期待されます。また、我々地方公共団体もマイナポータルの充実を全庁上げて取り組み、マイナンバーカードの利便性及び安全性の向上を図ることが普及促進に繋がるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

最後になりますが、日本は法治国家ですので法制化されたレベルで粛々と進め、実施すべきだろうと思います。それらを県、国などに要望を出していかないと、本案件の

取得率を上げるのは困難であろうかと思っております。

以上で9番 小川 保、質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を3時10分に開始いたします。よろしくお願いします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時10分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、6番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和2年12月議会において一般質問を行います。

一般質問の前に今年を振り返ってみますと、今年は新型コロナウイルスに明け暮れた1年でした。多くの行事等予定が中止となり、町政にも多大な影響が出たと思います。今年できなかった行事等が、来年は新型コロナウイルスに終息してもらい、元の生活が送れることを望んでいます。

さて、一般質問に移ります。

最初に、来年度の予算編成方針についてであります。

来年度の予算については3月議会で正式に議論しますが、12月に入り、各課の予算要求も出ていると思います。税収入が落ち込んでいると思われる中で、どうしても予算が必要な福祉予算等は別として、各課の重要な案件があると思いますが、政策観光課、高齢者保険課、健康福祉課、建設課、産業課、教育課の各課はどのような案件の予算を要求していますか、お伺いします。また、多度津町として来年度の重要施策をお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の来年度の予算編成方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

予算編成につきましては、各課からの予算要求に基づき、現在総務課において各課の予算査定を行っているところであります。各課の予算査定が終了した後、副町長、私による予算査定を行うなど様々な調整を経て、1月下旬から2月上旬頃に予算案を取りまとめることとなります。現在、各課が予算要求している事業につきましては、予算規模をにらみ、収支の均衡を図る中でやむなく計上できないものが多数生じてきます。私の査定前の段階にありますので、各課からの個別の予算要求内容につきましては答弁を差し控えますが、令和3年度には新庁舎整備等に係る経費が予算計上される

予定であるため、過去にない規模の当初予算となることが見込まれております。そのほか、各課からは経常的な経費に加え、子育て支援の充実や高齢者、障害者等の福祉に係る予算、教育環境の充実を図る予算、老朽化に伴う既存施設の修繕や改修に係る予算、道路等の基盤整備に係る予算、産業振興やまちづくりに係る予算等の予算要求が提出されております。議員のご質問にありますように、令和3年度予算において個人住民税や法人住民税をはじめとする町税は、新型コロナウイルス感染症の影響等により減収が見込まれます。さらに、新庁舎整備等に係る歳出が一時的に大幅な増加となるため、多額の財源不足が生じ、財政調整基金の取崩しにより補填せざるを得ない状況となることが見込まれております。このような財政状況にある中、できる限り財政調整基金からの繰入れを縮減しなければなりません。各課からの予算要求に対しましては、緊急性や安全性、事業の実施効果等を勘案する中で厳しい予算査定となることが予測されますが、十分な検討や協議を行い、予算を調整してまいります。

次に、令和3年度の本町の重要施策について答弁をさせていただきます。

まずは、新庁舎等の整備が最重要の施策となります。また、子育て支援の充実や防災を中心とした安全・安心なまちづくりは引き続き重要な位置づけになると考えております。そのほか、予算編成の過程で各課が実施する事業を有機的に結びつけ、重点とする施策を決定していくことになります。その内容につきましては今後調整を進め、施政方針として取りまとめてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。

再質問をしようかなと思ったんですが、今の答弁の中に町長さんがちゃんと来年の予算査定の内容を詳しく言ってくれました。私が思うとったんは、今年第6次多度津町総合計画が改正されまして、また都市計画マスタープランも改正されました。その中の案件が各課の予算の要求、その中に少しは入っていったらいいかなという思いで今日の一般質問をさせていただきました。まだ正式な予算要求が決まってないと思います。もし、その中で、ああ、これひょっとしたら言われるんでないかなというような案件がございましたら、予算要求に入れとっていただきたいと思います。

さて、続きまして、幼稚園の統合計画についてであります。

多度津町の財政事情では新規事業は困難な時期だと思いますが、ここ数年来、将来にわたって多度津の子供たちがともに育つ教育環境を確保するために議論を重ねてきていると思います。教育委員会において、その中の一つである幼稚園の統合計画を検討していると思いますが、その進捗状況をお伺いします。また、その中でどのような意見が出ているのか併せてお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の幼稚園の統合計画の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ます。

幼稚園の適正規模、適正配置の取組につきましては、現在毎月開催されている教育委員会において民有地を取得し整備、既存園を拡張し整備、町有地を活用し整備といった3つの整備方法から民有地を取得する候補地2案、多度津幼稚園、豊原幼稚園を拡張する案、町有地である梅割り石付近を活用する案、多度津中学校職員駐車場とその周辺民有地を取得する案の6候補が考えられ、敷地規模や立地の利便性などの教育環境、幹線道路からのアクセスや浸水想定地区などの地理的条件、事業費のほかの資料を基に比較検討を行っております。現在のところ、教育委員会における協議においては、本町の地理的中心に民有地を取得し整備する案と多度津幼稚園と多度津小学校用地を一部取り込み拡張し整備する案の2案を中心に検討を行っているところです。検討する過程においては、共通した意見としては園児数の確保のためにも預けたいとなる魅力ある園を建設すべき、待機児童を出さないためにも認定こども園化を考慮すべき、スクールバスの運行について協議する必要がある、小学校の適正配置も併せて協議する必要があるなど、意見が出されております。今後はこの2案について実質事業費の算出及び活用できる補助金等の調査、現状の体制で幼稚園運営を行った場合に係る経費と新設した場合の経費の比較ほか、詳細な検討をするための資料を作成し、議員の皆様のご意見も伺いながら、より実効性のある検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

私のこの幼稚園問題は、もう当初から私の中でよく考えている重要な懸案事項でございます。これが仮に決まっても2年や3年でできるものではありませんので、早急にある程度の答えを出して、前向きにやっていただきたいと思います。先ほどの来年度の予算要求も含めまして、多度津町が少しでもええようになるように、皆さんの協力で立派な多度津町をつくっていただきたいと思います、要望としておきます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠 議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

次回は明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。長時間お疲れでございました。

散会 午後3時23分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和2年12月10日
第4回多度津町議会定例会

議長

議員

議員

事務局長

書記